

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成14年12月26日
【中間会計期間】	第1期中（自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほコーポレート銀行
【英訳名】	Mizuho Corporate Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 齋藤 宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京（3214）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 鈴木 恒徳
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京（3214）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 鈴木 恒徳
【縦覧に供する場所】	証券取引法の規定による備置場所はありません。

（注） 株式会社富士銀行は、平成14年4月1日に株式会社第一勧業銀行、株式会社日本興業銀行と会社分割および合併を行い、会社名を「株式会社みずほコーポレート銀行」、英訳名を「Mizuho Corporate Bank, Ltd.」に変更しております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1)当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等

	平成14年度中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)
連結経常収益(百万円)	846,305
連結経常利益(百万円)	64,049
連結中間純利益(百万円)	33,676
連結純資産額(百万円)	1,557,908
連結総資産額(百万円)	65,016,083
1株当たり純資産額(円)	80.29
1株当たり中間純利益(円)	5.95
潜在株式調整後1株当たり中間純利益(円)	4.63
連結自己資本比率(国際統一基準)(%)	9.74
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,008,702
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,973,158
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	353,719
現金および現金同等物の中間期末残高(百万円)	1,778,332
従業員数(人) [外、平均臨時従業員数]	10,553 [1,215]

(注)1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。

当行は、平成14年4月1日に株式会社富士銀行を法的な存続会社として株式会社日本興業銀行、株式会社第一勧業銀行と会社分割及び合併を行い発足しました。以下に参考情報として旧3行の最近2中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な連結経営指標等の推移を記載しております。

株式会社富士銀行の主要な連結経営指標等の推移は次のとおりであります。

	平成12年度中間連結会計期間 (自平成12年4月1日 至平成12年9月30日)	平成13年度中間連結会計期間 (自平成13年4月1日 至平成13年9月30日)	平成12年度 (自平成12年4月1日 至平成13年3月31日)	平成13年度 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)
連結経常収益(百万円)	1,672,643	1,271,668	2,772,879	2,580,568
連結経常利益(は連結経常損失)(百万円)	196,477	132,417	289,475	107,784
連結中間純利益(は連結中間純損失)(百万円)	62,465	116,242		
連結当期純利益(は連結当期純損失)(百万円)			80,001	112,214
連結純資産額(百万円)	2,192,592	1,737,783	2,179,397	1,828,779
連結総資産額(百万円)	58,036,418	60,112,364	62,576,820	55,848,696
連結ベースの1株当たり純資産額(円)	358.71	226.64	354.87	280.45
連結ベースの1株当たり中間純利益(は連結ベースの1株当たり中間純損失)(円)	16.82	33.75		
連結ベースの1株当たり当期純利益(は連結ベースの1株当たり当期純損失)(円)			20.60	32.24
連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間純利益(円)	16.30	-		
連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)			20.00	-
連結自己資本比率(国際統一基準)(%)	11.24	9.25	10.80	10.82
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	428,423	25,934	2,129,520	2,018,785
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	137,593	416,913	2,094,591	1,074,163
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	117,255	143,501	199,430	451,490
現金および現金同等物の中間期末残高(百万円)	1,624,937	1,273,595		
現金および現金同等物の期末残高(百万円)			1,018,198	3,674,733
従業員数(人) [外、平均臨時従業員数]	26,384	25,499	25,282	20,611 [2,379]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

3. 連結ベースの1株当たり当期純利益(又は当期純損失)及び連結ベースの1株当たり中間純利益(又は中間純損失)は、連結当期純利益(又は連結当期純損失)、連結中間純利益(又は連結中間純損失)から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

4. 連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、平成13年度中間連結会計期間は連結中間純損失が計上されていますので、記載しておりません。

5. 連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成13年度は当期純損失が計上されていますので、記載しておりません。

6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。な

お、当行は国際統一基準を採用しております。

株式会社日本興業銀行の主要な連結経営指標等の推移は次のとおりであります。

項目	平成12年度中間連結会計期間 (自平成12年4月1日 至平成12年9月30日)	平成13年度中間連結会計期間 (自平成13年4月1日 至平成13年9月30日)	平成12年度 (自平成12年4月1日 至平成13年3月31日)	平成13年度 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)
連結経常収益(百万円)	925,516	675,268	1,414,287	1,198,953
連結経常利益(は連結経常損失)(百万円)	89,077	126,420	140,260	470,188
連結中間純利益(は連結中間純損失)(百万円)	31,141	75,675		
連結当期純利益(は連結当期純損失)(百万円)			58,491	447,417
連結純資産額(百万円)	1,591,014	1,344,119	1,596,441	949,103
連結総資産額(百万円)	42,839,278	49,185,740	44,775,190	40,853,118
連結ベースの1株当たり純資産額(円)	470.15	376.62	472.21	226.96
連結ベースの1株当たり中間純利益(は連結ベースの1株当たり中間純損失)(円)	11.19	28.66		
連結ベースの1株当たり当期純利益(は連結ベースの1株当たり当期純損失)(円)			20.33	169.50
連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間純利益(円)	10.14	-		
連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)			18.58	-
連結自己資本比率(国際統一基準)(%)	11.93	11.37	11.61	10.43
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	30,019	70,001	1,116,787	171,769
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	115,461	344,908	1,085,180	1,576,898
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	5,895	40,791	104,965	29,115
現金及び現金同等物の中間期末残高(百万円)	157,337	457,806		
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)			224,002	1,945,152
従業員数(人)	7,315	6,221	6,415	5,514

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して算出しております。

3. 連結ベースの1株当たり当期純利益(又は当期純損失)及び連結ベースの1株当たり中間純利益(又は中間純損失)は、連結当期純利益(又は連結当期純損失)、連結中間純利益(又は連結中間純損失)から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して算出しております。

4. 連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間純利益について、平成13年度中間連結会計期間は連結ベースの1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。

5. 連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、平成13年度は連結ベースの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

6. 連結自己資本比率は、長期信用銀行法第17条前段において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。

株式会社第一勧業銀行の主要な連結経営指標等の推移は次のとおりであります。

	平成12年度中間連結会計期間 (自 平成12年 4月1日 至 平成12年 9月30日)	平成13年度中間連結会計期間 (自 平成13年 4月1日 至 平成13年 9月30日)	平成12年度 (自 平成12年 4月1日 至 平成13年 3月31日)	平成13年度 (自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日)
連結経常収益(百万円)	748,405	788,043	1,545,917	1,364,496
連結経常利益(は連結経常損失)(百万円)	80,182	134,454	151,584	740,564
連結中間純利益(は連結中間純損失)(百万円)	55,182	72,728		
連結当期純利益(は連結当期純損失)(百万円)			84,846	423,383
連結純資産額(百万円)	2,462,909	2,144,050	2,462,443	1,875,074
連結総資産額(百万円)	50,641,999	51,634,670	52,833,682	52,766,035
連結ベースの1株当たり純資産額(円)	532.89	430.77	532.74	344.63
連結ベースの1株当たり中間純利益(は連結ベースの1株当たり中間純損失)(円)	16.05	23.29		
連結ベースの1株当たり当期純利益(は連結ベースの1株当たり当期純損失)(円)			23.93	135.59
連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間純利益(円)	15.56	-		
連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)			23.25	-
連結自己資本比率(国際統一基準)(%)	11.98	10.99	11.58	10.34
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	80,739	1,175,988	394,548	3,938,226
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	78,548	923,721	55,222	737,401
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	3,926	109,873	83,762	225,338
現金および現金同等物の中間期末残高(百万円)	1,327,510	1,094,502		
現金および現金同等物の期末残高(百万円)			952,671	3,929,157
従業員数(人) [外、平均臨時従業員数]	19,894 [8,845]	19,251 [7,622]	18,907 [7,489]	19,847 [10,081]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

3. 連結ベースの1株当たり当期純利益(又は当期純損失)及び連結ベースの1株当たり中間純利益(又は中間純損失)は、連結当期純利益(又は連結当期純損失)、連結中間純利益(又は連結中間純損失)から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

4. 平成13年度中間連結会計期間の連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、連結中間純損失が計上されているため、記載しておりません。

5. 平成13年度の連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、連結ベースの1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。

## (2)当行の当中間会計期間に係る主要な経営指標等

回次	第 1 期中	
決算年月	平成14年 9 月	
経常収益 (百万円)	790,661	
経常利益 (百万円)	44,880	
中間純利益 (百万円)	34,584	
資本金 (百万円)	710,000	
発行済株式総数 (千株)	普通株式	5,653,556
	第二回第四種優先株式	64,500
	第三回第三種優先株式	53,750
	第四回第三種優先株式	53,750
	第五回第五種優先株式	18,810
	第六回第六種優先株式	57,000
	第七回第七種優先株式	57,000
	第八回第八種優先株式	85,500
	第九回第九種優先株式	121,800
	第十回第十種優先株式	121,800
	純資産額 (百万円)	1,784,398
総資産額 (百万円)	65,908,670	
預金残高 (百万円)	15,625,087	
債券残高 (百万円)	8,819,691	
貸出金残高 (百万円)	32,160,833	
有価証券残高 (百万円)	15,208,780	
1株当たり中間配当額 (円)	普通株式	-
	第二回第四種優先株式	-
	第三回第三種優先株式	-
	第四回第三種優先株式	-
	第五回第五種優先株式	-
	第六回第六種優先株式	-
	第七回第七種優先株式	-
	第八回第八種優先株式	-
	第九回第九種優先株式	-
	第十回第十種優先株式	-
	単体自己資本比率 (国際統一基準) (%)	10.04
従業員数 (人) [外、平均臨時従業員数]	8,369 [1,151]	

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当行は、平成14年4月1日に株式会社富士銀行を法的な存続会社として株式会社日本興業銀行、株式会社第一勧業銀行と会社分割及び合併を行い発足しました。以下に参考情報として旧3行の最近2中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移を記載しております。

株式会社富士銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次	第134期中	第135期中	第134期	第135期
決算年月	平成12年9月	平成13年9月	平成13年3月	平成14年3月
経常収益(百万円)	1,138,117	736,208	1,565,756	1,319,798
経常利益(は経常損失) (百万円)	123,754	20,435	134,972	206,433
中間純利益(は中間純損失) (百万円)	54,810	12,635	-	-
当期純利益(は当期純損失) (百万円)	-	-	68,145	129,600
資本金(百万円)	1,039,544	1,039,544	1,039,544	1,039,544
発行済株式総数(千株)	普通株式 3,443,892 第一回第一種 優先株式 52,411 第二回第四種 優先株式 150,000 第三回第三種 優先株式 125,000 第四回第三種 優先株式 125,000	普通株式 3,443,892 第一回第一種 優先株式 52,411 第二回第四種 優先株式 150,000 第三回第三種 優先株式 125,000 第四回第三種 優先株式 125,000	普通株式 3,443,892 第一回第一種 優先株式 52,411 第二回第四種 優先株式 150,000 第三回第三種 優先株式 125,000 第四回第三種 優先株式 125,000	普通株式 3,668,286 第二回第四種 優先株式 150,000 第三回第三種 優先株式 125,000 第四回第三種 優先株式 125,000
純資産額(百万円)	2,444,592	2,094,567	2,421,174	2,062,878
総資産額(百万円)	48,904,292	50,471,403	53,437,473	49,911,168
預金残高(百万円)	28,049,974	30,238,996	28,627,450	32,691,240
貸出金残高(百万円)	30,439,095	30,950,786	31,666,743	30,457,654
有価証券残高(百万円)	8,838,659	8,364,381	10,526,340	8,346,690
1株当たり中間配当額(円)	普通株式 9.33 (普通配当 3.50 特別配当 5.83) 第一回第一種 優先株式 3.75 第二回第四種 優先株式 21.00 第三回第三種 優先株式 5.50 第四回第三種 優先株式 4.00	普通株式 - 第一回第一種 優先株式 - 第二回第四種 優先株式 - 第三回第三種 優先株式 - 第四回第三種 優先株式 -	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	普通株式 18.99 第一回第一種 優先株式 7.50 第二回第四種 優先株式 42.00 第三回第三種 優先株式 11.00 第四回第三種 優先株式 8.00	普通株式 - 第一回第一種 優先株式 - 第二回第四種 優先株式 - 第三回第三種 優先株式 - 第四回第三種 優先株式 -
単体自己資本比率(国際統一基準) (%)	12.45	11.76	11.81	10.70
従業員数(人)	12,782	12,433	12,269	11,909

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



株式会社日本興業銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次	第177期中	第178期中	第177期	第178期
決算年月	平成12年 9月	平成13年 9月	平成13年 3月	平成14年 3月
経常収益(百万円)	838,963	606,566	1,258,814	1,015,528
経常利益(は経常損失) (百万円)	82,925	121,259	121,263	439,218
中間純利益(は中間純損失) (百万円)	38,001	64,739	-	-
当期純利益(は当期純損失) (百万円)	-	-	61,933	387,373
資本金(百万円)	673,605	673,605	673,605	673,605
発行済株式総数(千株)	普通株式 2,639,579 第一回優先株式 140,000 第二回優先株式 140,000	普通株式 2,639,579 第一回優先株式 140,000 第二回優先株式 140,000	普通株式 2,639,579 第一回優先株式 140,000 第二回優先株式 140,000	普通株式 2,639,579 第一回優先株式 140,000 第二回優先株式 140,000
純資産額(百万円)	1,695,465	1,442,388	1,695,428	1,091,118
総資産額(百万円)	38,099,985	47,177,377	43,715,659	39,060,159
債券残高(百万円)	19,538,815	17,152,767	18,395,801	15,805,570
預金残高(百万円)	5,518,061	6,179,210	5,789,409	6,241,062
貸出金残高(百万円)	22,297,152	22,278,137	22,480,014	19,197,477
有価証券残高(百万円)	7,991,838	8,643,374	9,632,464	7,895,986
1株当たり中間配当額(円)	普通株式 8.48 (内訳 普通配当 3.50 特別配当 4.98) 第一回優先株式 8.75 第二回優先株式 2.69	普通株式 - 第一回優先株式 - 第二回優先株式 -	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	普通株式 16.30 (内訳 普通配当 7.00 特別配当 9.30) 第一回優先株式 26.25 第二回優先株式 8.07	普通株式 - (内訳 普通配当 - 特別配当 - ) 第一回優先株式 - 第二回優先株式 -
単体自己資本比率(国際統一基準) (%)	12.36	11.81	12.07	10.99
従業員数(人)	4,690	4,455	4,599	4,302

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

株式会社第一勧業銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

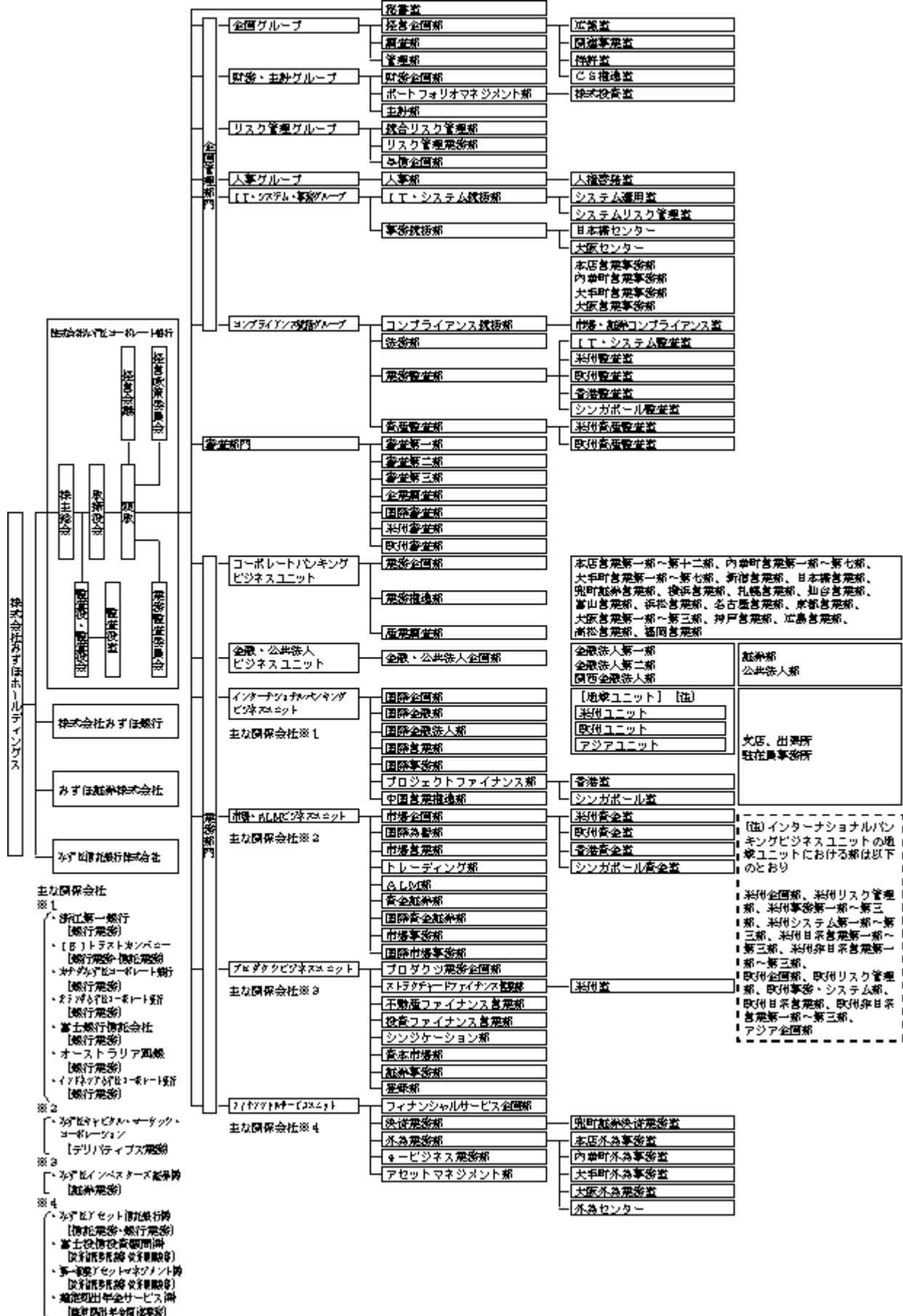
回次	第39期中	第40期中	第39期	第40期
決算年月	平成12年 9月	平成13年 9月	平成13年 3月	平成14年 3月
経常収益(百万円)	675,975	732,698	1,398,046	1,257,881
経常利益(は経常損失) (百万円)	79,848	111,441	131,876	698,573
中間純利益(は中間純損失) (百万円)	41,371	71,916		
当期純利益(は当期純損失) (百万円)			72,541	392,666
資本金(百万円)	858,784	858,784	858,784	858,784
発行済株式総数(千株)	普通株式 3,122,384 第一回第一種優先株式 33,000 第二回第二種優先株式 100,000 第三回第二種優先株式 100,000 第四回第四種優先株式 150,000	普通株式 3,122,384 第一回第一種優先株式 33,000 第二回第二種優先株式 100,000 第三回第二種優先株式 100,000 第四回第四種優先株式 150,000	普通株式 3,122,384 第一回第一種優先株式 33,000 第二回第二種優先株式 100,000 第三回第二種優先株式 100,000 第四回第四種優先株式 150,000	普通株式 3,122,384 第一回第一種優先株式 33,000 第二回第二種優先株式 100,000 第三回第二種優先株式 100,000 第四回第四種優先株式 150,000
純資産額(百万円)	2,502,078	2,166,914	2,497,941	1,923,764
総資産額(百万円)	49,590,273	50,707,522	51,818,289	52,014,626
預金残高(百万円)	29,876,384	30,487,333	29,800,412	32,299,577
貸出金残高(百万円)	31,819,254	30,977,054	31,550,945	30,919,214
有価証券残高(百万円)	7,023,010	8,144,396	7,151,958	7,806,381
1株当たり中間配当額 (円)	普通株式 9.69 (内訳) (普通配当 3.50) (特別配当 6.19) 第一回第一種優先株式 11.25 第二回第二種優先株式 4.10 第三回第二種優先株式 7.00 第四回第四種優先株式 23.80	普通株式 第一回第一種優先株式 第二回第二種優先株式 第三回第二種優先株式 第四回第四種優先株式		
1株当たり配当額(円)			普通株式 19.33 第一回第一種優先株式 22.50 第二回第二種優先株式 8.20 第三回第二種優先株式 14.00 第四回第四種優先株式 47.60	普通株式 - 第一回第一種優先株式 - 第二回第二種優先株式 - 第三回第二種優先株式 - 第四回第四種優先株式 -
単体自己資本比率(%) (国際統一基準)	12.14	11.25	12.00	10.69
従業員数(人) [外、平均臨時従業員数]	13,927 [5,340]	13,304 [4,227]	13,301 [4,039]	12,863 [4,404]

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2【事業の内容】

みずほフィナンシャルグループにおきましては、平成14年4月1日に、持株会社である株式会社みずほホールディングスの下で、株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の3行を、会社分割および合併により、大企業・金融法人及びそのグループ会社、公団・事業団並びに海外の企業を主要なお客さまとする当行と、個人、国内一般事業法人及び地方公共団体を主要なお客さまとする株式会社みずほ銀行に統合・再編いたしました。

当行の平成14年9月30日現在の事業系統図は次のとおりであります。



(注)

- 1.平成14年10月9日付で審査第三部及び経営企画部広報室を廃止し、企業ビジネスユニットならびに企業第一部、企業第二部、企業第三部、企業第四部、企業第五部および国際企業部を設置いたしました。
- 2.富士銀行信託会社は、平成14年12月1日付でIBJトラストカンパニーと合併し、米国みずほコーポレート銀行に社名変更いたしました。
- 3.平成14年12月16日付で、以下の組織変更を実施いたしました。

シンジケーションビジネスユニットの設置

- ・同ユニット内に、ストラクチャリング第一部、ストラクチャリング第二部、ディストリビューション第一部、ディストリビューション第二部、クロスボーダーシンジケーション部およびシンジケーション業務管理部を設置

プロダクツビジネスユニットの改編

- ・同ユニットを改編し、プロダクツユニットに変更
- ・プロダクツ業務企画部およびシンジケーション部を廃止し、プロダクツ業務管理部を設置
- ・ストラクチャードファイナンス営業部内に、関西プロダクツ営業室を設置

フィナンシャルサービスユニットの改編

- ・同ユニットを改編し、トランザクションバンキングユニットに変更
- ・決済業務部を決済営業部に、外為業務部を外為営業第一部および外為営業第二部に、e-ビジネス業務部をe-ビジネス営業部にそれぞれ変更
- ・外為営業第一部に、本店外為事務室、内幸町外為事務室、大手町外為事務室、大阪外為業務室および外為センターを設置
- ・アセットマネジメント部に信託管理室を設置

各企画部の廃止

- ・経営企画部、財務企画部、業務企画部、業務推進部、金融・公共法人企画部、国際企画部、米州企画部、欧州企画部、アジア企画部、市場企画部、プロダクツ業務企画部およびフィナンシャルサービス企画部を廃止し、新たに業務管理部、国際業務管理部、米州業務管理部、欧州業務管理部およびアジア業務管理部を設置
- ・管理部に関連事業室、特許室およびCS推進室を、ALM部に米州資金室、欧州資金室、香港資金室およびシンガポール資金室をそれぞれ設置

企画管理部門をコーポレート部門に、業務部門をプロフィット部門に変更し、プロフィット部門の構成ユニットを、コーポレートバンキングユニット、金融・公共法人ユニット、インターナショナルバンキングユニット、シンジケーションビジネスユニット、プロダクツユニット、トランザクションバンキングユニット、企業ビジネスユニットおよび市場・ALMユニットとする

事務推進部の設置

- ・事務統括部から事務に関する拠点の支援・指導機能および事務集中処理機能を分離・独立させ、事務推進部を設置。事務推進部に日本橋センターおよび大阪センターを設置

インターナショナルバンキングユニットの組織変更

- ・国際営業部と国際金融部を統合し、(新)国際営業部とする
- ・プロジェクトファイナンス部香港室を廃止

### 3【関係会社の状況】

(1) 平成14年4月1日の分割合併にともない、当行の関連会社から子会社に変更となった会社は次のとおりであります。

ウィンカムプロパティ投信株式会社

Mizuho Bank Nederland N.V. (現 Mizuho Corporate Bank Nederland N.V.)

(2) 当中間連結会計期間において、当行の子会社から関連会社に変更となった会社は次のとおりであります。

Mizuho Securities USA Inc.

IBJ Lanston Futures Pte. Ltd.

なお、平成14年4月1日の分割合併にともない、当行の子会社から関連会社に変更となった会社は次のとおりであります。

富士投信投資顧問株式会社

富士キャピタルマネジメント株式会社(現 みずほキャピタルパートナーズ株式会社)

富士銀オペレーションサービス株式会社

株式会社富士総合研究所

株式会社富士総研メディアクリエイト

株式会社富士データプロセッシング

安田信託銀行株式会社(現 みずほアセット信託銀行株式会社)

Fuji Investment Management Company (Europe) Limited

Fuji Investment Management Company (Dublin) Limited

Bangkok Fuji Holding Company Limited

Fuji Capital Development Ltd. (現 MH Capital Development Ltd.)

FIMCO SPC (Cayman) Limited

(3) 当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

Fuji Bank International Finance N.V.

株式会社アクア・アート

なお、平成14年4月1日の分割合併にともない、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

富士総合管理株式会社

株式会社富士キャリアビューロー

富士銀厚生サービス株式会社

みずほインターナショナルビジネスサービス株式会社

株式会社富士銀マーケティングサービス

富士トータルサービス株式会社

株式会社富士銀クレジット

ジェーエムシークレジット株式会社

富士銀キャピタル株式会社

安生信用保証株式会社

東京情報センター株式会社

安信建物株式会社

安田コンピューターサービス株式会社

安信信用保証株式会社

安信住宅販売株式会社

株式会社都市未来総合研究所

安信総合ファイナンス株式会社

Fuji Alternative Asset Management Company

Mizuho Futures (Singapore) Pte.Ltd.

YTB Finance (Aruba) A.E.C.

Hope&Flower Holdings L.L.C.

Hope&Flower L.L.C.

Yasuda Trust Europe Plc.

みずほ証券株式会社

株式会社日本投資環境研究所

みずほ信託銀行株式会社

エム・エイチ・ティー・ビー代行サービス株式会社

株式会社みずほ年金研究所

資産管理サービス信託銀行株式会社  
 みずほビジネスサービス株式会社  
 日本抵当証券株式会社  
 みずほファクター株式会社  
 ユーシーカード株式会社  
 ユーシーカードシステム株式会社  
 総合債権回収株式会社  
 株式会社千葉興業銀行  
 阪都不動産管理株式会社  
 Mizuho Trust & Banking Co. (USA)  
 Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(4) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社（並びに新たに連結対象となった非連結子会社及び新たに持分法を適用した持分法非適用の関連会社）は次のとおりであります。

（連結子会社）

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（％）	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
10822 TOLLER DRIVE LLC	米国ニューヨーク州 ニューヨーク市	5,700 千米ドル	担保資産保管・管理業務	100.0 (100.0) 〔 〕					
SI- , LLC	米国ニューヨーク州 ニューヨーク市	8,458 千米ドル	金融業	100.0 (100.0) 〔 〕	-				

（持分法適用関連会社）

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（％）	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
興銀リース株式会社	東京都中央区	10,168 百万円	リース業	39.4 ( ) 〔9.0〕	1		金銭貸借関係 預金取引関係	提出会社にシステム、OA機器等のリース	
興銀ファイナンス株式会社	東京都中央区	500 百万円	金融業	( ) 〔100.0〕	2		金銭貸借関係 預金取引関係		
日産リース株式会社	東京都中央区	10 百万円	リース業	( ) 〔90.0〕			金銭貸借関係 預金取引関係		
ユニバーサルリース株式会社	東京都中央区	50 百万円	リース業	( ) 〔90.0〕			金銭貸借関係 預金取引関係		

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
IBJ LEASING America Corp.	米国ニューヨーク州 ニューヨーク市	14,401 千米ドル	リース業	( ) 〔100.0〕	2		金銭貸借 関係 預金取引 関係		
IBJ LEASING (UK) LTD	英国ロンドン市	11,000 千英ポンド	リース業	( ) 〔100.0〕	1		金銭貸借 関係 預金取引 関係		
IBJ LEASING (HK) LTD	中華人民共和国香港 特別行政区	40,000 千香港ドル	リース業	( ) 〔100.0〕	1		金銭貸借 関係 預金取引 関係		

(注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。

3. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与える債務超過の状況にある会社はありません。

4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、〔 〕内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書き)であります。

なお、平成14年4月1日の分割合併にともない、新たに当行の関係会社となった会社(並びに新たに連結対象となった非連結子会社及び新たに持分法を適用した持分法非適用の関連会社)は次のとおりであります。

(連結子会社)

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
第一勧業アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	2,045 百万円	投資信託委託業務 投資顧問業務	40.9 ( ) 〔6.7〕	5		投信業務 関係 預金取引 関係 金銭貸借 関係		
阪神清和土地株式会社	東京都豊島区	100 百万円	不動産管理・賃貸 業	100.0 ( ) 〔 〕	2		金銭貸借 関係 預金取引 関係	当行に建 物の一部 を賃貸	
ケージー土地建物株式会社	東京都豊島区	100 百万円	不動産管理・賃貸 業	100.0 ( ) 〔 〕	2		金銭貸借 関係 預金取引 関係	当行に建 物の一部 を賃貸	
株式会社ビジネス・チャレンジド	東京都町田市	10 百万円	銀行事務代行業	100.0 ( ) 〔 〕	4		預金取引 関係 事務受託 関係		
みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	200 百万円	金融技術の調査・ 研究・開発業	60.0 ( ) 〔 〕	6		預金取引 関係 事務受託 関係	当行より 建物の一 部を賃借	
興銀システム開発株式会社	東京都港区	50 百万円	コンピュータシス テム開発業	7.5 (5.0) 〔65.0〕	3		金銭貸借 関係 預金取引 関係		
株式会社興銀データサービス	東京都千代田区	10 百万円	調査研究業	5.0 ( ) 〔50.0〕	2		預金取引 関係 事務受託 関係	当行より 建物の一 部を賃借	
DKB Investment Management International Limited	英国エジンバラ市	2,000 千英ポンド	投資顧問業務	95.0 (51.0) 〔 〕	2		預金取引 関係		



名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Mizuho Corporate Bank of California	米国カリフォルニア州ロスアンゼルス市	34,000 千米ドル	銀行業務	100.0 ( ) [ ]	3		コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係	当行に建物の一部を賃貸	
Dai-Ichi Kangyo Trust Company of New York	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	900 千米ドル	信託業務	100.0 ( ) [ ]	5		預金取引関係 事務受託関係	当行に建物の一部を賃貸、 当行より建物の一部を賃借	
MHCB Data Services (USA) Inc.	米国ニュージャージー州ジャージー市	8,000 千米ドル	システム等管理運営受託・システム企画開発	100.0 ( ) [ ]	4		金銭貸借関係 預金取引関係 その他(サービス受託関係)	当行に建物の一部を賃貸	
Mizuho Corporate Asia (HK) Limited	中華人民共和国香港特別行政区	51,200 千米ドル	マーチャントバンキング業務 証券業務	100.0 ( ) [ ]	(2) 6		コルレス関係 預金取引関係	当行より建物の一部を賃借	
SOM Engineering (Thailand) Company Limited	タイ王国バンコック市	2,000 千タイバーツ	有価証券投資業務	10.0 (10.0) [89.9]	2		金銭貸借関係 預金取引関係		
Sathinee Company Limited	タイ王国バンコック市	10,000 千タイバーツ	有価証券投資業務 コンサルティング業務	89.9 (89.9) [10.0]	4		預金取引関係 金銭貸借関係		
DKB Merchant Bank (Singapore) Limited	シンガポール共和国シンガポール市	20,000 千シンガポールドル	マーチャントバンキング業務	100.0 ( ) [ ]	2		預金取引関係 金銭貸借関係		
Dai-Ichi Kangyo Australia Limited	オーストラリアニューサウスウェールズ州シドニー市	42,000 千豪ドル	マーチャントバンキング業務	100.0 ( ) [ ]	3		コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係 保証関係	当行より建物の一部を賃借	
DKA Securities Limited	オーストラリアニューサウスウェールズ州シドニー市	100 千豪ドル	有価証券投資相談 各種債券の引受・販売	100.0 (100.0) [ ]	2				
P.T. Dai-Ichi Kangyo Panin Leasing	インドネシア共和国ジャカルタ市	25,000,000 千インドネシアルピア	リース業務	52.4 ( ) [ ]	6		金銭貸借関係		
Chekiang First Bank Ltd.	中華人民共和国香港特別行政区	2,500,000 千香港ドル	銀行業務	100.0 ( ) [ ]	(1) 2		コルレス関係 預金取引関係 金銭貸借関係		
Chekiang First Bank(Nominees) Limited	中華人民共和国香港特別行政区	10 千香港ドル	証券投資業務	100.0 (100.0) [ ]	1				
Honfirst Land Limited	中華人民共和国香港特別行政区	5,000 千香港ドル	不動産賃貸・管理業務	100.0 (100.0) [ ]	1				
C.F. Finance Company Limited	中華人民共和国香港特別行政区	25,000 千香港ドル	ファイナンス業務 リース業務	100.0 (100.0) [ ]	1				
Chekiang First Bank(Trustees) Limited	中華人民共和国香港特別行政区	3,000 千香港ドル	信託業務	100.0 (100.0) [ ]	1				

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Honfirst Investment Limited	中華人民共和国香港特別行政区	6,000 千香港ドル	有価証券先物取次業務	100.0 (100.0) [ ]					
Chekiang First Securities Co. Ltd.	中華人民共和国香港特別行政区	6,000 千香港ドル	証券取引仲介業務	100.0 (100.0) [ ]	1				
Honfirst Property Agency Limited	中華人民共和国香港特別行政区	5,000 千香港ドル	担保不動産売却業務	100.0 (100.0) [ ]					
C.F.Overseas, Inc.	米国カリフォルニア州サンフランシスコ市	4,500 千米ドル	不動産賃貸・管理業務	100.0 (100.0) [ ]			預金取引関係		
Chekiang First Bank(Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	10,000 千米ドル	オフショア預金受入業務	100.0 (100.0) [ ]	3		預金取引関係		
Miracle Funding Corporation	英国領ケイマン諸島ジョージタウン	1 千米ドル	債権買取業務	( ) [ 100.0 ]			金銭貸借関係		
The Industrial Bank of Japan Trust Company	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	169,391 千米ドル	金融業	100.0 ( ) [ ]	(1) 4		コルレス関係 預金取引関係 保証関係		
IBJTC Leasing Corporation	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	10 千米ドル	リース業	100.0 (100.0) [ ]	(1) 3				
IBJTC Leasing Corporation - BSC	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	10 千米ドル	リース業	100.0 (100.0) [ ]	(1) 3				
IBJTC & Leasing (USA) Inc.	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	200 千米ドル	リース業	80.0 (80.0) [ 20.0 ]	2				
IBJTC Business Credit Corporation	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	100 千米ドル	金融業	100.0 (100.0) [ ]	2				
IBJ Whitehall Capital Corporation	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	50 千米ドル	金融業	100.0 (100.0) [ ]	2				
Whitehall Asset Management, Inc.	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	100 千米ドル	投資顧問業	100.0 (100.0) [ ]	2				
IBJ Whitehall Securities, Inc.	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	100 千米ドル	証券業	100.0 (100.0) [ ]	1				
IBJ Australia Bank Limited	オーストラリアニューサウスウェールズ州シドニー市	104,000 千豪ドル	金融業	100.0 ( ) [ ]	1		コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係	当行より建物の一部を賃借	
IBJ Australia Corporation Limited	オーストラリアニューサウスウェールズ州シドニー市	10,000 千豪ドル	金融業	100.0 (100.0) [ ]	1				
IBJ Australia Nominees Limited	オーストラリアニューサウスウェールズ州シドニー市	1 千豪ドル	金融業	100.0 (100.0) [ ]	1				
Mizuho Corporate Strategic Investments USA, Inc.	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	0 千米ドル	金融業	100.0 ( ) [ ]	(1) 4		金銭貸借関係 預金取引関係		
Innovest Corporation	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	100 千米ドル	持株会社	100.0 ( ) [ ]	2				

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Delphi Corporation	米国ニューヨーク州 ニューヨーク市	100 千米ドル	持株会社	100.0 ( ) [ ]	2				
Mizuho Corporate Brasil Ltda.	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州サンパウロ市	81 千ブラジル ・レアル	当行サンパウロ駐 在員事務所補助業 務	99.9 ( ) [ ]	1				
Mizuho Corporate Bank (Germany) Aktiengesellschaft	ドイツ連邦共和国ヘ ッセン州フランクフル ト・アム・マイン 市	46,016 千ユーロ	金融業	83.3 ( ) [ ]	(1) 5		コルレス 関係 金銭貸借 関係 預金 取引関係 保証関係		
P.T. Bumi Daya-IBJ Leasing	インドネシア共和国 ジャカルタ市	40,000,000 千インドネシ アルピア	リース業	52.0 ( ) [ 8.0 ]	1		金銭貸借 関係 預金取引 関係		
Kogin Consulting (Thailand) Company Limited	タイ王国バンコック 市	2,000 千タイバーツ	有価証券投資・コ ンサルティング業	10.0 ( ) [ 89.9 ]	2				
Mizuho Preferred Capital Holdings Inc.	米国ニューヨーク州 ニューヨーク市	0 千米ドル	持株会社	100.0 ( ) [ ]	2				
Mizuho Preferred Capital Company L.L.C.	米国ニューヨーク州 ニューヨーク市	1,125,000 千米ドル	金融業	100.0 ( 100.0 ) [ ]	4		金銭貸借 関係		
Mizuho Finance (Curacao) N.V.	オランダ領アンティ ルキュラソー島	200 千米ドル	金融業	100.0 ( ) [ ]	2		金銭貸借 関係 保証関係		
Mizuho Preferred Capital (Cayman) C Limited	英国領グランドケイ マンケイマン諸島ジ ョージタウン市	106,400 百万円	金融業	100.0 ( ) [ ]			金銭貸借 関係		
Mizuho Preferred Capital (Cayman) D Limited	英国領グランドケイ マンケイマン諸島ジ ョージタウン市	195,800 百万円	金融業	100.0 ( ) [ ]			金銭貸借 関係		
Mizuho Corporate Bank (Canada)	カナダオンタリオ州 トロント市	165,215 千カナダ ・ドル	金融業	100.0 ( ) [ ]	(1) 3		コルレス 関係 金銭貸借 関係 預金取引 関係 保証関係		

( 持分法適用関連会社 )

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほ総合研究所株 式会社	東京都千代田区	830 百万円	シンクタンク・コ ンサルティング業 務	4.1 ( 1.6 ) [ 42.5 ]	1		事務受託 関係		
勸角ビジネスサー ビス株式会社	千葉県船橋市	100 百万円	事務代行・人材派 遣業務	( ) [ 100.0 ]			預金取引 関係		
興銀第一ライフ・ア セットマネジメント 株式会社	東京都千代田区	2,000 百万円	投資信託委託業・ 投資顧問業	25.0 ( ) [ ]	7		預金取引 関係		
株式会社アイ・エヌ 情報センター	東京都千代田区	400 百万円	情報サービス業	30.0 ( 25.0 ) [ 20.0 ]	(1) 2		預金取引 関係 その他 ( サービス 受託関係 )		
株式会社ワールドゲ ートウェイ	東京都千代田区	300 百万円	貿易金融 E D I に 関する情報通信事 業	25.0 ( ) [ ]	3		預金取引 関係		

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
ウィンカムプロパティ投資法人	東京都千代田区	120 百万円	不動産投資法人	50.0 ( ) [ ]					
DLIBJ Asset Management International Ltd.	英国ロンドン市	4,000 千英ポンド	投資顧問業	( ) [ 100.0 ]	2		預金取引関係		
IBJ AMI (Guernsey) Limited	英国領チャンネル諸島	5 千英ポンド	金融業	( ) [ 99.9 ]	1				
DLIBJ Asset Management U.S.A., Inc.	米国ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,000 千米ドル	投資顧問業	( ) [ 100.0 ]	2				
IBJ Capital Management U.K. Limited	英国ロンドン市	200 千英ポンド	投資顧問業	( ) [ 100.0 ]	(1) 2				
Mizuho Corporate Leasing (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国バンコック市	60,000 千タイバーツ	リース業務	39.0 ( ) [ ]	6			当行より建物の一部を賃借	
Atlantic Asset Management, L.L.C.	米国コネティカット州 スタンフォード市	8,466 千米ドル	投資顧問業	48.7 ( 48.7 ) [ ]	1				
Butler, Chapman & Co. LLC	米国ニューヨーク州 ニューヨーク市	9,803 千米ドル	金融アドバイス業	37.5 ( 37.5 ) [ ]	2				

(注) 1. 上記関係会社のうち、Mizuho Preferred Capital Company L.L.C.、Mizuho Preferred Capital (Cayman) C Limited及びMizuho Preferred Capital (Cayman) D Limitedは、特定子会社に該当します。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。

3. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与える債務超過の状況にある会社はありません。

4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書き)であります。

#### 4【従業員の状況】

##### (1) 連結会社における従業員数

平成14年9月30日現在

	企画管理部門	審査部門	業務部門						合計
			コーポレートバンキングビジネスユニット	金融・公共法人ビジネスユニット	インターナショナルバンキングビジネスユニット	市場・ALMビジネスユニット	プロダクツビジネスユニット	フィナンシャルサービスユニット	
従業員数(人)	1,629 [359]	270 [20]	1,349 [299]	135 [18]	5,359 [96]	837 [114]	288 [76]	686 [233]	10,553 [1,215]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,240人を含んでおりません。  
 2. 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

##### (2) 当行の従業員数

平成14年9月30日現在

従業員数(人)	8,369 [1,151]
---------	------------------

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、執行役員41人、嘱託及び臨時従業員1,179人を含んでおりません。  
 2. 臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
 3. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数は3,957人でありま  
 す。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### ・業績

##### （金融経済環境）

当中間連結会計期間中の世界経済情勢をみますと、米国景気の減速傾向が一層顕著になったことから、世界経済は同時不況のリスクが高まる展開となりました。

次に国内経済情勢をみますと、これまで景気を牽引してきた外需にも次第にかげりが見え始め、生産活動の足踏み傾向など企業部門の回復力は弱く、個人消費もその勢いを鈍化させつつあります。このような厳しい環境下において、株式市況も軟調な展開となりました。

金融情勢をみますと、国内金利は低位での推移となりました。

##### （業績の概況）

当中間連結会計期間中の収益の状況を国内・海外別にみますと、資金運用収支は国内で1,703億円、海外は851億円、相殺消去後で2,628億円となりました。信託報酬は0億円となり、役務取引等収支は国内で321億円、海外は193億円、相殺消去後で511億円となりました。また、特定取引収支は国内で229億円、海外は195億円、相殺消去後で425億円となり、その他業務収支は国内で455億円、海外は4億円、相殺消去後で460億円となりました。営業経費は1,852億円となり、その他株式関係損益や与信関係費用などにより、連結経常利益は640億円となり、連結中間純利益は336億円となりました。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表をみますと、貸出金は32兆6,333億円となり、有価証券は14兆7,797億円となり、資産の部合計では65兆160億円となりました。また、預金は16兆1,874億円、コールマネー及び売渡手形は13兆3,560億円となり、負債の部合計では62兆7,136億円となりました。また、少数株主持分は7,445億円、資本の部合計は1兆5,579億円となりました。

連結自己資本比率（国際統一基準）は、9.74%となっております。

所在地別セグメントにつきましては、日本、米州、アジア・オセアニア、欧州に区分して記載しております。連結経常利益640億円は、日本において5億円、米州で418億円、アジア・オセアニアで172億円、欧州では87億円の利益を計上したことによるものです。また、海外経常収益は、連結経常収益8,463億円のうち2,849億円となっております。

なお、連結会社は銀行業以外の業務も営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

#### ・キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況をみますと、営業活動によるキャッシュ・フローは、1兆87億円の減少となり、投資活動によるキャッシュ・フローは1兆9,731億円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローは3,537億円の減少となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は1兆7,783億円となりました。

[次へ](#)

## (1)国内・海外別収支

当中間連結会計期間における資金運用収支は2,628億円、役務取引等収支は511億円、特定取引収支は425億円、その他業務収支は460億円となっております。

種類	期別	国内(百万円)	海外(百万円)	相殺消去額( ) (百万円)	合計(百万円)
資金運用収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	360,327	241,712	42,292	559,747
資金調達費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	189,989	156,599	49,652	296,935
資金運用収支	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	170,338	85,112	7,360	262,811
役務取引等収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	38,815	25,643	1,444	63,014
役務取引等費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	6,637	6,263	1,020	11,880
役務取引等収支	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	32,177	19,380	424	51,133
特定取引収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	22,945	19,589	-	42,534
特定取引費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
特定取引収支	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	22,945	19,589	-	42,534
その他業務収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	63,083	11,848	-	74,932
その他業務費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	17,509	11,372	-	28,882
その他業務収支	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	45,574	476	-	46,050

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

[次へ](#)

## (2)国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間における資金運用勘定の利回りは1.82%（うち国内は1.42%、海外は3.32%）となりました。一方、資金調達勘定の利回りは0.98%（うち国内は0.75%、海外は2.40%）となっております。

## 国内

種類	期別	平均残高（百万円）	利息（百万円）	利回り（%）	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	-	-	-	
	当中間連結会計期間	50,335,088	360,327	1.42	
	うち貸出金	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	29,658,705	194,310	1.30
	うち有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	13,828,267	116,078	1.67
	うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	947,177	1,316	0.27
	うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	8,176	0	0.00
	うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	2,508,645	204	0.01
	うち預け金	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	1,092,620	7,896	1.44
資金調達勘定	前中間連結会計期間	-	-	-	
	当中間連結会計期間	50,214,291	189,989	0.75	
	うち預金	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	16,958,889	32,334	0.38
	うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	6,164,157	1,564	0.05
	うち債券	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	9,109,914	59,972	1.31
	うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	13,019,183	3,398	0.05
	うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	324,953	44	0.02
	うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	1,386,728	3,514	0.50
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-	
	当中間連結会計期間	119,254	92	0.15	
うち借入金	前中間連結会計期間	-	-	-	
	当中間連結会計期間	2,016,303	40,275	3.98	

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。



3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

[次へ](#)

## 海外

種類	期別	平均残高(百万円)	利息(百万円)	利回り(%)	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	-	-	-	
	当中間連結会計期間	14,515,964	241,712	3.32	
	うち貸出金	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	10,043,577	185,108	3.67
	うち有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	889,347	19,549	4.38
	うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	669,929	5,588	1.66
	うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	1,291,789	10,125	1.56
	うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	-	-	-
	うち預け金	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	1,320,770	16,459	2.48
	資金調達勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	12,966,001	156,599	2.40
うち預金		前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	5,204,019	51,237	1.96
うち譲渡性預金		前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	393,813	5,049	2.55
うち債券		前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形		前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	216,519	4,180	3.85
うち売現先勘定		前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	3,942,037	38,244	1.93
うち債券貸借取引受入担保金		前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	-	-	-
うちコマースナル・ペーパー		前中間連結会計期間	-	-	-
		当中間連結会計期間	26,253	227	1.72
うち借入金	前中間連結会計期間	-	-	-	
	当中間連結会計期間	199,505	3,401	3.40	

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

[次へ](#)

合計

種類	期別	平均残高			利息			利回り (%)	
		小計 (百万円)	相殺消去額 ( ) (百万円)	合計 (百万円)	小計 (百万円)	相殺消去額 ( ) (百万円)	合計 (百万円)		
資金運用勘定	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-	
	当中間連結会計期間	64,851,052	3,554,660	61,296,392	602,039	42,292	559,747	1.82	
	うち貸出金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
		当中間連結会計期間	39,702,282	879,972	38,822,310	379,419	16,192	363,226	1.86
	うち有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
		当中間連結会計期間	14,717,614	761,284	13,956,330	135,628	10,538	125,089	1.78
	うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
		当中間連結会計期間	1,617,106	-	1,617,106	6,905	-	6,905	0.85
	うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
		当中間連結会計期間	1,299,966	-	1,299,966	10,125	-	10,125	1.55
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-	
	当中間連結会計期間	2,508,645	-	2,508,645	204	-	204	0.01	
うち預け金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-	
	当中間連結会計期間	2,413,391	128,116	2,285,275	24,356	829	23,526	2.05	
資金調達勘定	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-	
	当中間連結会計期間	63,180,293	3,013,463	60,166,830	346,588	49,652	296,935	0.98	
	うち預金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
		当中間連結会計期間	22,162,908	116,292	22,046,616	83,572	825	82,747	0.74
	うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
		当中間連結会計期間	6,557,970	-	6,557,970	6,614	-	6,614	0.20
	うち債券	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
		当中間連結会計期間	9,109,914	-	9,109,914	59,972	-	59,972	1.31
	うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
		当中間連結会計期間	13,235,703	4,509	13,231,194	7,579	7	7,571	0.11
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-	
	当中間連結会計期間	4,266,991	-	4,266,991	38,289	-	38,289	1.78	
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-	
	当中間連結会計期間	1,386,728	-	1,386,728	3,514	-	3,514	0.50	
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-	
	当中間連結会計期間	145,507	-	145,507	319	-	319	0.43	
うち借入金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-	
	当中間連結会計期間	2,215,808	1,088,956	1,126,851	43,676	34,497	9,179	1.62	

(注) 「相殺消去額」には、内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

## (3)国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間における役務取引等収益は630億円、役務取引等費用は118億円となっております。

種類	期別	国内(百万円)	海外(百万円)	相殺消去額( ) (百万円)	合計(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	38,815	25,643	1,444	63,014
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	13,373	14,265	0	27,637
うち為替業務	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	8,238	2,244	0	10,483
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	9,104	1,049	-	10,153
うち代理業務	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	1,938	1	0	1,939
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	16	9	-	26
うち保証業務	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	3,238	4,384	415	7,207
役務取引等費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	6,637	6,263	1,020	11,880
うち為替業務	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	2,539	94	0	2,634

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

## (4) 国内・海外別特定取引の状況

## 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間における特定取引収益は425億円となっております。

種類	期別	国内(百万円)	海外(百万円)	相殺消去額( ) (百万円)	合計(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	22,945	19,589	-	42,534
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	984	336	-	1,320
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	2,010	2,927	-	4,937
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	19,333	16,322	-	35,655
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	617	3	-	620
特定取引費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

特定取引資産・負債の内訳（未残）

当中間連結会計期間末における特定取引資産は3兆7,239億円、特定取引負債は2兆8,411億円となっております。

種類	期別	国内（百万円）	海外（百万円）	相殺消去額（ ） （百万円）	合計（百万円）
特定取引資産	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	3,094,514	2,236,812	1,607,342	3,723,984
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	194,087	9,619	-	203,707
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	654	0	104	550
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	44,261	137,200	-	181,461
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	2,137	6,946	5,139	3,944
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	1,914,430	2,083,046	1,602,098	2,395,378
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	938,942	-	-	938,942
特定取引負債	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	2,037,321	2,411,197	1,607,342	2,841,176
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	209,908	-	-	209,908
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	135	-	104	31
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	32,387	317,941	-	350,328
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	1,919	3,520	5,139	300
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	1,792,971	2,089,735	1,602,098	2,280,608
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-

（注）1．「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2．「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3．「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

(5) 国内・海外別預金残高の状況  
預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内 (百万円)	海外 (百万円)	相殺消去額( ) (百万円)	合計 (百万円)
流動性預金	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	4,633,936	512,319	2,194	5,144,061
定期性預金	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	3,705,882	3,671,894	28,994	7,348,782
その他	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	3,440,657	325,190	71,274	3,694,572
合計	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	11,780,476	4,509,404	102,463	16,187,416
譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	6,408,240	364,837	-	6,773,077
総合計	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	18,188,716	4,874,241	102,463	22,960,493

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 預金の区分は次の通りであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 通知預金

定期性預金とは、定期預金であります。

(6) 国内・海外別債券残高の状況  
債券の種類別残高(末残)

種類	期別	国内 (百万円)	海外 (百万円)	相殺消去額( ) (百万円)	合計 (百万円)
利付興業債券	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	8,791,270	-	-	8,791,270
外貨建興業債券	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	28,421	-	-	28,421
合計	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	8,819,691	-	-	8,819,691

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成14年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	24,729,247	100.00
製造業	4,918,289	19.89
農業	3,900	0.02
林業	905	0.00
漁業	2,519	0.01
鉱業	49,596	0.20
建設業	824,440	3.33
電気・ガス・熱供給・水道業	904,053	3.66
運輸・通信業	2,215,878	8.96
卸売・小売業、飲食店	2,715,655	10.98
金融・保険業	5,186,537	20.97
不動産業	2,846,187	11.51
サービス業	3,956,431	16.00
地方公共団体	-	-
その他	1,104,852	4.47
海外及び特別国際金融取引勘定分	7,904,115	100.00
政府等	231,687	2.93
金融機関	339,725	4.30
その他	7,332,702	92.77
合計	32,633,363	-

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。



外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成14年 9月30日	インドネシア	96,749
	アルゼンチン	7,191
	その他（6ヶ国）	1,201
	合計	105,142
	（資産の総額に対する割合）	（ 0.16% ）

（注）日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定の算出対象となる国の外国政府・金融機関・民間企業向け債権残高を記載しております。

(8) 国内・海外別有価証券の状況  
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内 (百万円)	海外 (百万円)	合計 (百万円)
国債	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	4,228,988	-	4,228,988
地方債	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	68,763	-	68,763
社債	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	552,122	-	552,122
株式	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	4,547,683	-	4,547,683
その他の証券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	4,505,774	876,449	5,382,223
合計	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	13,903,332	876,449	14,779,781

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	当中間会計期間
業務粗利益(百万円)	343,906
経費(除く臨時処理分)(百万円)	146,618
人件費(百万円)	54,314
物件費(百万円)	84,073
税金(百万円)	8,231
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)(百万円)	197,287
一般貸倒引当金繰入額(百万円)	587
業務純益(百万円)	196,700
うち国債等債券損益(百万円)	39,004
臨時損益(百万円)	151,819
株式等損益(百万円)	33,656
不良債権処理損失(百万円)	140,915
貸出金償却(百万円)	102,153
個別貸倒引当金繰入額(百万円)	27,162
特定海外債権引当勘定繰入額(百万円)	9,702
偶発損失引当金繰入額(百万円)	3,847
その他の債権売却損等(百万円)	17,453
その他(百万円)	22,751
経常利益(百万円)	44,880
特別損益(百万円)	8,599
うち動産不動産処分損益(百万円)	4,990
うち退職給付関連損益(百万円)	4,375
税引前中間利益(百万円)	36,281
法人税、住民税及び事業税(百万円)	19
法人税等調整額(百万円)	1,676
中間利益(百万円)	34,584

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支  
 2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額  
 3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。  
 4. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。  
 5. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却 - 投資損失引当金純繰入額 (債券対応分) + 金融派生商品損益 (債券関連)  
 6. 株式等損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金純繰入額 (株式対応分) + 金融派生商品損益 (株式関連)

2. 利鞘 (国内業務部門) (単体)

	当中間会計期間
(1) 資金運用利回 (%)	1.01
(イ) 貸出金利回 (%)	1.22
(ロ) 有価証券利回 (%)	0.68
(2) 資金調達原価 (含む経費) (%)	0.82
(イ) 預金債券等原価 (含む経費) (%)	1.05
預金債券等利回 (%)	0.47
(ロ) 外部負債利回 (%)	0.04
(3) 総資金利鞘 (%)	-
(4) 預貸金利鞘 (%)	-
(5) 預貸金利回差 (%)	0.75

- (注) 1. 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。  
 2. 預金債券等には譲渡性預金を含んでおります。  
 3. 「外部負債」 = コールマネー + 売現先勘定 + 売渡手形 + コマーシャル・ペーパー + 借入金

3. 自己資本利益率 (単体)

	当中間会計期間
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前) ベース (%)	45.07
業務純益ベース (%)	44.94
中間利益ベース (%)	7.90

(注) 自己資本利益率 =

$$\frac{(中間利益等 - 優先株式配当金総額) \div 183 \times 365}{\{(期首株主資本 - 期首発行済優先株式数 \times 発行価額) + (期末株主資本 - 期末発行済優先株式数 \times 発行価額)\} \div 2} \times 100$$

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	当中間会計期間
預金（未残）（百万円）	15,625,087
預金（平残）（百万円）	21,436,050
債券（未残）（百万円）	8,819,691
債券（平残）（百万円）	9,109,914
貸出金（未残）（百万円）	32,160,833
貸出金（平残）（百万円）	38,003,837

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	当中間会計期間
個人（百万円）	10,531
一般法人（百万円）	6,298,461
金融機関・政府公金（百万円）	1,565,170
合計（百万円）	7,874,163

（注） 海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

(3) 消費者ローン残高

	当中間会計期間
消費者ローン残高（百万円）	-
住宅ローン残高（百万円）	-
うち居住者用住宅ローン残高（百万円）	-
その他ローン残高（百万円）	-

(4) 中小企業等貸出金

	当中間会計期間
中小企業等貸出金比率（％）	36.4
中小企業等貸出金残高（百万円）	9,040,255

（注） 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 「中小企業等」とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業・飲食店、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、サービス業は100人、小売業・飲食店は50人）以下の会社及び個人であります。

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成14年9月30日
		金額(百万円)
基本的項目	資本金	710,000
	うち非累積的永久優先株 (注1)	-
	新株式払込金	-
	資本剰余金	655,241
	利益剰余金	631,268
	連結子会社の少数株主持分	725,718
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	712,240
	その他有価証券の評価差損( )	443,603
	自己株式( )	-
	為替換算調整勘定	108,621
	営業権相当額( )	-
	連結調整勘定相当額( )	-
	計 (A)	2,170,003
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	307,947
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	81,682
	一般貸倒引当金	465,104
	負債性資本調達手段等	2,141,251
	うち永久劣後債務 (注3)	970,403
	うち期限付劣後債務および期限付優先株 (注4)	1,170,848
	計	2,688,039
うち自己資本への算入額 (B)	2,170,003	
準補完的項目	短期劣後債務	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-
控除項目	控除項目 (D) (注5)	220,782
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	4,119,224

項目		平成14年9月30日
		金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	37,699,201
	オフ・バランス取引項目	4,076,507
	信用リスク・アセットの額 (F)	41,775,709
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	473,856
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	37,908
	計((F)+(G)) (I)	42,249,566
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / I × 100 (%)		9.74%

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
3. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第5条第1項第5号および第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

[次へ](#)

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成14年9月30日
		金額（百万円）
基本的項目	資本金	710,000
	うち非累積的永久優先株（注1）	-
	新株式払込金	-
	資本準備金	655,241
	その他資本剰余金	-
	利益準備金	207,761
	任意積立金	409,353
	中間未処分利益	112,349
	その他	556,194
	その他有価証券の評価差損（ ）	420,590
	自己株式（ ）	-
	営業権相当額（ ）	-
	計（A）	2,230,310
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	307,947
補完的項目	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	79,967
	一般貸倒引当金	451,013
	負債性資本調達手段等	2,148,790
	うち永久劣後債務（注3）	972,109
	うち期限付劣後債務および期限付優先株（注4）	1,176,681
	計	2,679,771
うち自己資本への算入額（B）	2,230,310	
準補完的項目	短期劣後債務	-
	うち自己資本への算入額（C）	-
控除項目	控除項目（D） （注5）	258,887
自己資本額	（A）+（B）+（C）-（D）（E）	4,201,732
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	37,599,005
	オフ・バランス取引項目	3,871,291
	信用リスク・アセットの額（F）	41,470,296
	マーケット・リスク相当額に係る額（H）/8%（G）	364,384



項目		平成14年 9月30日
		金額 (百万円)
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	29,150
	計 ((F) + (G)) (I)	41,834,681
単体自己資本比率 (国際統一基準) = E / I × 100 (%)		10.04%

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。
3. 告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第15条第1項第5号および第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第17条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

( ) 優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Mizuho Preferred Capital Company L.L.C. (以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という。)	Mizuho JGB Investment L.L.C.(以下、「MJ I」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MJ I優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初10年間は固定配当(ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月及び12月の最終営業日	毎年6月及び12月の最終営業日
発行総額	10億米ドル	16億米ドル
払込日	平成10年2月23日	平成10年3月16日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。(ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く。) 当行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的公司更生計画の認可がなされた場合 当行優先株式(注2)への配当が停止され、かつ当行がMPCに対し当行優先株式への配当停止について書面で通知したか若しくは本MPC優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。(ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く。) 当行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MJ I優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的公司更生計画の認可がなされた場合 当行優先株式(注2)への配当が停止され、かつ当行がMJ Iに対し当行優先株式への配当停止について書面で通知したか若しくは本MJ I優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MJ I優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合
強制配当事由	当行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該会計年度終了後に開始する連続した2配当期間(注3)にかかる配当支払日において、本MPC優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない(配当停止条件におけるの状態が生じている場合を除く)。	当行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該会計年度終了後に開始する連続した2配当期間(注3)にかかる配当支払日において、本MJ I優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない(配当停止条件におけるの状態が生じている場合を除く)。
配当可能利益制限	定めなし	定めなし
配当制限	定めなし	定めなし
残余財産請求権	当行優先株式(注2)と同格	当行優先株式(注2)と同格

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) B Limited (以下、「MPCB」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCB優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) C Limited (以下、「MPC C」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC C優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) D Limited (以下、「MPC D」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC D優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	Series A 636億円 Series B 697億5,000万円	Series A 497億円 Series B 544億円	1,858億円
払込日	平成14年2月14日	平成14年2月14日	平成14年3月22日

<p>配当停止条件</p>	<p>以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。</p> <p>当行がMPCBに対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合  当行優先株式（注2）への配当が停止された場合  当行がMPCBに対して可処分配当可能利益（注5）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合  配当支払日が強制配当日（注7）でなく、かつ、当行がMPCBに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合</p>	<p>以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。</p> <p>当行がMPC Cに対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合  当行優先株式（注2）への配当が停止された場合  当行がMPC Cに対して可処分配当可能利益（注5）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合  配当支払日が強制配当日（注7）でなく、かつ、当行がMPC Cに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合</p>	<p>以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。</p> <p>当行がMPC Dに対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合  当行優先株式（注2）への配当が停止された場合  当行がMPC Dに対して可処分配当可能利益（注5）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合  配当支払日が強制配当日（注7）でなく、かつ、当行がMPC Dに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合</p>
<p>強制配当事由</p>	<p>ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注4）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び配当可能利益制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。</p>	<p>ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注4）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び配当可能利益制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。</p>	<p>ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注4）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び配当可能利益制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。</p>
<p>配当可能利益制限</p>	<p>当行がMPCBに対して、配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注5）に制限される。</p>	<p>当行がMPC Cに対して、配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注5）に制限される。</p>	<p>当行がMPC Dに対して、配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注5）に制限される。</p>

配当制限	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式（注2）と同格	当行優先株式（注2）と同格	当行優先株式（注2）と同格

（注）1．配当禁止通知

MPC (MJI) について、配当支払日の10日以上前にMizuho Preferred Capital Holdings Inc. (MJI については、Mizuho JGB Investment Holdings Inc.) (米国における発行体の中間持株会社) が発行体に交付する当該配当支払日に配当を支払わない旨を指示した通知のこと。

2．当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3．配当期間

6月の最終営業日の翌日から12月の最終営業日までの期間及び12月の最終営業日の翌日から6月の最終営業日までの期間をいう。

4．損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行がMPCB、MPC C及びMPC Dに対して交付する証明書（ただし損失補填事由が以下の 場合には、その交付は当行の裁量による）であり、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。 当行によりもしくは当行に対して、清算手続が開始され、または当行に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、 会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当行の債権者に対して送付された場合、 監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、 自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、 債務不履行またはその恐れのある場合、 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

5．可処分配当可能利益

ある会計年度の直前の会計年度に係る当行の配当可能利益から、ある会計年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある会計年度に当行優先株式、本MPC 優先出資証券及び本MJI 優先出資証券に支払われる中間配当は、可処分配当可能利益の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCB (MPC C、MPC Dの欄については、それぞれMPC C、MPC D) との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分配当可能利益は以下のように調整される。調整後の可処分配当可能利益 = 可処分配当可能利益 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

6．配当可能利益制限証明書

可処分配当可能利益が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分配当可能利益を記載するものをいう。

7．強制配当日

当行普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

8．パリティ優先出資証券

MPCB (またはMPC C、MPC D) が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPC B優先出資証券 (MPC C、MPC Dの欄については、それぞれ本MPC C優先出資証券、本MPC D優先出資証券。以下、本注記において同様。) と同じである優先出資証券及び本MPC B優先出資証券の総称。(たとえば、MPC Bでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B 及び今後新たにMPC Bから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定、及び使用貸借又は賃貸借契約による貸付有価証券について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成14年9月30日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(億円)	4,584
危険債権(億円)	7,416
要管理債権(億円)	14,905
正常債権(億円)	343,224

(注)同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3【対処すべき課題】

平成14年4月の当行および株式会社みずほ銀行の発足時に発生いたしました、ATM（現金自動支払機）障害や口座振替の事務処理遅延などでは、お客さまはじめ多くの皆さまに多大なご迷惑をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。このような事態を二度と引き起こすことのないよう、徹底的な原因究明を行うとともに、システムならびに業務運営の更なる安定化に向けた再発防止策を策定し、その実施にグループ役職員が一体となって全力で取り組んでおります。今回の障害発生を貴重な教訓として、みずほの新しい企業風土の確立に向け、新たに導入した「行動面における『みずほ』の共通評価軸」による人事評価や「360度評価」、適材適所の人材配置などを通じて、役職員の意識改革に努めております。

収益・財務面の課題につきましては、まず、資産の健全性確保の観点から、引き続き厳格な自己査定と適正な償却・引当てを実施するとともに、企業の再生・再建や最終処理を進めることにより、不良債権問題の早期解決を図ってまいります。特に企業再生につきましては、10月に企業第一部～企業第五部および国際企業部を新設し、専門スタッフを配置しノウハウを集約することにより、お取引先の事業再構築に関する支援への本格的な取組みをスタートしております。

同時に、株価変動に大きく左右されない強固な財務体質の構築に向け、引き続き保有株式の圧縮を推進してまいります。

さらに、「非金利収入の増強と資産効率の改善」と「徹底したリストラによるコスト構造の改革」を中心に、収益基盤の強化と新たな収益機会の追求を進めてまいります。

具体的には、アドバイザー業務、アレンジャー業務、CMS等の手数料ビジネスの拡大、シンジケートローンやプロジェクトファイナンスなどへの取組みの強化を通じて、収益源の多様化を図るとともに、低採算資産の圧縮や貸出債権流動化等により、資産効率の改善を進めてまいります。

また、お客さまのニーズに即した新たな取組みとして、グループ各社の専門性に富んだ商品・サービスを総合的にご利用頂くため、当行、株式会社みずほ銀行、みずほアセット信託銀行株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社の共同店舗化を積極的に推進しております。海外業務におきましては、お取引先のアジア地域、特に中国への活発な進出に合わせ、アジア地域における各種金融サービスを拡充するための施策を多面的に展開してまいります。

一方で、お客さまの利便性に配慮しつつ、統合合理化効果を追求するとともに、リストラクチャリングをあらゆる分野で徹底して行うことにより、コスト構造の改革を実現してまいります。

みずほフィナンシャルグループでは、こうした経営課題に対する取組みを一気に加速し、徹底的な実現を図るべく、本年11月に『変革・加速プログラム』、12月に「みずほフィナンシャルグループ変革のための『事業再構築』」を相次いで発表いたしました。

まず、『変革・加速プログラム』では、第一に、グループ各社がそれぞれのお客さまや業務内容に応じた高い専門性を一段と向上させ、圧倒的な顧客基盤とそれぞれの特性を最大限に活かした戦略展開を加速させてまいります。第二に、統合合理化効果を徹底的に追求するとともに、役職員の処遇水準の見直しにまで踏み込んだリストラの強化により、人・物件費両面にわたるコスト削減を加速いたします。第三に、コーポレートガバナンスの強化や若手層の早期育成と積極登用等の施策を通じて、グループ一体感の醸成と組織の活性化を図ります。

また、『事業再構築』では、以下の4点を柱とする具体的施策を打ち出しました。

総合金融サービス力の一段の強化策（新金融持株会社の設立、銀証持株会社たる中間持株会社の設置、信託・資産運用・資産管理部門の戦略的再編と新金融持株会社の直接子会社化）

金融再生プログラムの趣旨を踏まえた要管理先以下の不良債権処理の加速化と企業再生ビジネスへの積極的取組（自己査定基準の高度化による資産査定の一層の厳格化、銀行セクターからの要管理先以下の不良債権の分離と「再生のための受け皿または仕組み」を活用した早期再生処理実施）

財務体質の一層の強化（自己資本の更なる充実に向けた市場からの自力調達、リスクシナリオに沿った保守的な見直しによる繰延税金資産の算定）

上記『変革・加速プログラム』の着実な実行

上記の施策を、全役職員が一丸となって実行していくことにより、競争力の向上と高度かつ安定的な収益力を確保し、グループ全体の企業価値の極大化を図ってまいります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

平成14年4月1日付で、株式会社みずほホールディングスとの間で当社が当行に対して行う経営管理に関し、「グループ経営管理契約」(注)を締結いたしました。

(注)「グループ経営管理契約」は、平成12年9月29日の株式会社みずほホールディングス設立時に同社と株式会社富士銀行との間で締結したものを、平成14年4月のグループ再編に伴い見直した上で再締結したものです。

#### 5【研究開発活動】

該当ありません。



### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

イ.平成14年4月1日付会社分割および合併により、株式会社日本興業銀行から承継した主要な設備は以下のとおりであります。

企画管理部門

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
当行		本店	東京都 千代田区	店舗・ 事務所	6,780	76,292	8,373	2,120	86,786	2,222

- (注) 1. 帳簿価額は平成14年9月30日現在の価額を付しております。  
2. 従業員数は、平成14年9月30日現在の従業員数であります。

ロ.平成14年4月1日付会社分割および合併により、株式会社みずほ銀行に分割した主要な設備は以下のとおりであります。

企画管理部門

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
当行	-	大手町本部	東京都 千代田区	店舗・ 事務所	8,495	121,800	13,315	9,052	144,168	
		中目黒事務センター	東京都 目黒区	事務センタ ー			8,627	10,273	18,900	
		多摩情報センタ ー	東京都 多摩市	事務センタ ー	14,929	5,117	32,252	7,917	45,287	

- (注) 1. 帳簿価額は平成14年4月1日現在の価額を付しております。  
2. 「中目黒事務センター」は、旧名称「東京事務センター」が名称変更したものであります。  
3. 上記各設備は株式会社みずほ銀行に分割したものであるため、従業員数については該当ありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	14,400,000,000
第三種優先株式	107,500,000
第四種優先株式	64,500,000
第五種優先株式	18,810,000
第六種優先株式	57,000,000
第七種優先株式	57,000,000
第八種優先株式	85,500,000
第九種優先株式	121,800,000
第十種優先株式	121,800,000
計	15,033,910,000

(注) 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

「当銀行が発行する株式の総数は、150億3,391万株とし、その内訳は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。

普通株式	144億株
第三種の優先株式	1億750万株
第四種の優先株式	6,450万株
第五種の優先株式	1,881万株
第六種の優先株式	5,700万株
第七種の優先株式	5,700万株
第八種の優先株式	8,550万株
第九種の優先株式	1億2,180万株
第十種の優先株式	1億2,180万株

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (平成14年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成14年12月26日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	5,653,556,612	5,653,556,612		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (注)1.
第二回第四種優先株式	64,500,000	64,500,000		(注)2.
第三回第三種優先株式	53,750,000	53,750,000		(注)3.
第四回第三種優先株式	53,750,000	53,750,000		(注)4.
第五回第五種優先株式	18,810,000	18,810,000		(注)5.
第六回第六種優先株式	57,000,000	57,000,000		(注)6.
第七回第七種優先株式	57,000,000	57,000,000		(注)7.
第八回第八種優先株式	85,500,000	85,500,000		(注)8.
第九回第九種優先株式	121,800,000	121,800,000		(注)9.
第十回第十種優先株式	121,800,000	121,800,000		(注)10.
計	6,287,466,612	6,287,466,612		

(注)1. 提出日現在の発行数には、平成14年12月1日から半期報告書を提出する日までの第五回第五種優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第二回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年42円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき21円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

当行は、優先株式発行後、5年間を経過した後はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6)優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

3. 第三回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年11円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5円50銭の優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3)強制償還

当行は、優先株式発行後、5年間を経過した後平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4)普通株式への転換

転換請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、420円を下回る場合は、420円とする。上記「平成18年10月1日における時価」とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降平成22年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ「修正日」という。）における時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、完全親会社である株式会社みずほホールディングスにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 2,000 \text{円}}{\text{調整後転換価額}}$$

転換比率

転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。

(5) 普通株式への一斉転換

平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、2,000円を平成23年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、2,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000円を除して得られる株式の数を上限とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

4. 第四回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

当行は、優先株式発行後、5年間を経過した後平成16年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

転換請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は、平成16年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、540円を下回る場合は、540円とする。上記「平成16年10月1日における時価」とは、平成16年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ「修正日」という。）における時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

#### 転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、完全親会社である株式会社みずほホールディングスにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 2,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

転換比率

転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。

#### (5) 普通株式への一斉転換

平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって、2,000円を平成21年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、2,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000円を除して得られる株式の数を上限とする。

#### (6) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (7) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

#### (8) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

### 5. 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年22円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき11円25銭の優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき3,000円を支払う。優先株主に対しては、上記3,000円のほか残余財産の分配を行わない。

#### (3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成14年4月1日から平成17年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

提出日現在の転換比率

転換比率は4.000とする。

転換比率の修正

転換比率は、平成14年8月1日以降平成16年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{3,000\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とし、また、修正後転換比率が4.000（ただし、下記 に準じて調整される。）（以下「上限転換比率」という。）を上回る場合には、上限転換比率をもって修正後転換比率とする。

#### 転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、完全親会社である株式会社みずほホールディングスにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

#### 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

#### (4) 普通株式への一斉転換

平成17年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成17年8月1日をもって、3,000円を平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき4株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、4株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とする。

#### (5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

#### (7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成14年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

### 6. 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8円20銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

##### 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

##### 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円10銭の優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

#### (3) 普通株式への転換

##### 転換請求期間

平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成16年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。

転換比率の修正

当初転換比率は、平成17年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、完全親会社である株式会社みずほホールディングスにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

#### (4) 普通株式への一斉転換

平成18年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって、2,000円を平成18年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

#### (5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

#### (7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

### 7. 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき7円の優先中



間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。

転換比率の修正

当初転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、完全親会社である株式会社みずほホールディングスにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成20年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって、2,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

8. 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年47円60銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

#### 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

#### 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき23円80銭の優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

#### (3) 強制償還

当行は、平成16年8月1日以降いつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は1株につき2,000円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### (4) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

#### (6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

### 9. 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年17円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

##### 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

##### 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8円75銭の優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配を行わない。

#### (3) 普通株式への転換

##### 転換請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

##### 当初転換価額

当初転換価額は、平成15年9月1日における時価に1.025を乗じ、その結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。ただし、計算の結果当初転換価額が331円を下回る場合は、当初転換価額は331円（以下「下限転換価額」という。）とする。「平成15年9月1日における時価」とは平成15年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

##### 転換価額の修正

転換価額は、平成16年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。

「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社

みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

#### 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、完全親会社である株式会社みずほホールディングスにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

#### 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 1,250 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

#### (4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって、1,250円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は1,250円を331円で除して得られる株式の数を上限とする。

#### (5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

#### (7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

### 10. 第十回第十種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5円38銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

##### 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

##### 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2円69銭の優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配を行わない。

#### (3) 普通株式への転換

##### 転換請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

##### 当初転換価額

当初転換価額は565円とする。

##### 転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331円を下回る場合には、修正後転換価額は331円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

#### 転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、完全親会社である株式会社みずほホールディングスにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換のために提出した優先株式数} \times 1,250 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

#### (4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって、1,250円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、1,250円を331円で除して得られる株式の数を上限とする。

#### (5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

#### (7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成14年4月1日 (注)	2,219,180	6,287,466	329,544,008	710,000,000	274,666,455	655,241,388

(注) 会社分割および合併により、平成14年4月1日付で次の異動がありました。

(1)発行済株式総数が、2,219,180千株増加いたしました。その内訳は、以下のとおりであります。

普通株式	1,985,270千株増加
第二回第四種優先株式	85,500千株減少
第三回第三種優先株式	71,250千株減少
第四回第三種優先株式	71,250千株減少
第五回第五種優先株式	18,810千株増加
第六回第六種優先株式	57,000千株増加
第七回第七種優先株式	57,000千株増加
第八回第八種優先株式	85,500千株増加
第九回第九種優先株式	121,800千株増加
第十回第十種優先株式	121,800千株増加

(2)資本金が329,544,008千円減少いたしました。

(3)資本準備金が274,666,455千円減少いたしました。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	5,653,556	100.00
計		5,653,556	100.00

第二回第四種優先株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	64,500	100.00
計		64,500	100.00

第三回第三種優先株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	53,750	100.00
計		53,750	100.00

第四回第三種優先株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	53,750	100.00
計		53,750	100.00

第五回第五種優先株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	18,810	100.00
計		18,810	100.00

第六回第六種優先株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	57,000	100.00
計		57,000	100.00

第七回第七種優先株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	57,000	100.00
計		57,000	100.00

第八回第八種優先株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	85,500	100.00
計		85,500	100.00

第九回第九種優先株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	121,800	100.00
計		121,800	100.00

第十回第十種優先株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	121,800	100.00
計		121,800	100.00

## (5) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成14年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	6,287,466,000	6,287,466	
普通株式	5,653,556,000	5,653,556	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。
優先株式	633,910,000	633,910	(注)
第二回第四種優先株式	64,500,000	64,500	各種類の株式の内容は、 「1.株式の状況」 「(1)株式の総数等」 「発行済株式」 (注)2~10に記載のとおりであります
第三回第三種優先株式	53,750,000	53,750	
第四回第三種優先株式	53,750,000	53,750	
第五回第五種優先株式	18,810,000	18,810	
第六回第六種優先株式	57,000,000	57,000	
第七回第七種優先株式	57,000,000	57,000	
第八回第八種優先株式	85,500,000	85,500	
第九回第九種優先株式	121,800,000	121,800	
第十回第十種優先株式	121,800,000	121,800	
単元未満株式	普通株式 612		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。
発行済株式総数	6,287,466,612		
総株主の議決権		6,287,466	

(注) 第二回第四種から第十回第十種の各優先株式については、平成14年6月24日開催の定時株主総会において第135期(旧株式会社富士銀行)の優先配当金を受ける旨の議案が提出されなかったため、同総会から商法第242条第1項但し書の規定により議決権が発生しております。

## 【自己株式等】

平成14年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
計					

## 2 【株価の推移】

当行株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていませんので、該当事項はありません。



### 3【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

## 第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当中間連結会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）の中間連結財務諸表並びに当中間会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人及び中央青山監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記番号	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)			
現金預け金	8	3,181,923	4.90
コールローン及び買入手形		710,061	1.09
買現先勘定		1,060,815	1.63
債券貸借取引支払保証金		2,015,428	3.10
買入金銭債権		170,086	0.26
特定取引資産	8	3,723,984	5.73
金銭の信託		32,201	0.05
有価証券	1,8	14,779,781	22.73
貸出金	3,4,5,6,7,8,9	32,633,363	50.19
外国為替	7,8	535,372	0.82
その他資産	8,10,15	2,756,912	4.24
動産不動産	8,11,12	317,520	0.49
債券繰延資産		57	0.00
繰延税金資産		1,119,765	1.72
支払承諾見返		2,899,729	4.46
貸倒引当金		918,974	1.41
投資損失引当金		1,947	0.00
資産の部合計		65,016,083	100.00

区分	注記番号	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比(%)
(負債の部)			
預金	8	16,187,416	24.90
譲渡性預金		6,773,077	10.42
債券		8,819,691	13.57
コールマネー及び売渡手形	8	13,356,007	20.54
売現先勘定	8	4,345,903	6.68
債券貸借取引受入担保金	8	2,194,528	3.38
コマーシャル・ペーパー		86,125	0.13
特定取引負債		2,841,176	4.37
借入金	13	1,182,207	1.82
外国為替		232,400	0.36
社債	14	1,526,117	2.35
その他負債		2,049,299	3.15
賞与引当金		4,455	0.01
退職給付引当金		2,446	0.00
偶発損失引当金	15	138,700	0.21
繰延税金負債		6,322	0.01
再評価に係る繰延税金負債	11	68,030	0.10
支払承諾		2,899,729	4.46
負債の部合計		62,713,635	96.46
(少数株主持分)			
少数株主持分		744,539	1.14
(資本の部)			
資本金		710,000	1.09
資本剰余金		655,241	1.01
利益剰余金		631,268	0.97
土地再評価差額金	11	113,486	0.17
その他有価証券評価差額金		443,466	0.68
為替換算調整勘定		108,621	0.16
資本の部合計		1,557,908	2.40
負債、少数株主持分及び資本の部合計		65,016,083	100.00

【中間連結損益計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益		846,305	100.00
資金運用収益		559,747	
(うち貸出金利息)		( 363,226)	
(うち有価証券利息配当金)		( 125,089)	
信託報酬		45	
役務取引等収益		63,014	
特定取引収益		42,534	
その他業務収益		74,932	
その他経常収益	1	106,031	
経常費用		782,255	92.43
資金調達費用		297,204	
(うち預金利息)		( 82,747)	
(うち債券利息)		( 59,972)	
役務取引等費用		11,880	
その他業務費用		28,882	
営業経費		185,241	
その他経常費用	2	259,047	
経常利益		64,049	7.57
特別利益		1,018	0.12
特別損失	3	10,323	1.22
税金等調整前中間純利益		54,745	6.47
法人税、住民税及び事業税		3,964	0.47
法人税等調整額		2,338	0.28
少数株主利益		14,765	1.74
中間純利益		33,676	3.98

【中間連結剰余金計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)
区分	注記番号	金額(百万円)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	1	655,241
資本剰余金中間期末残高		655,241
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	2	596,687
利益剰余金増加高		34,580
中間純利益		33,676
土地再評価差額金取崩による剰余金増加高		904
利益剰余金中間期末残高		631,268

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)
区分	注記番号	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益		54,745
減価償却費		6,750
持分法による投資損益( )		396
貸倒引当金の増加額		78,154
投資損失引当金の増加額		1,746
偶発損失引当金の増加額		4,496
賞与引当金の増加額		764
退職給付引当金の増加額		8,576
資金運用収益		559,747
資金調達費用		297,204
有価証券関係損益( )		4,057
金銭の信託の運用損益( )		760
為替差損益( )		115,394
動産不動産処分損益( )		9,448
退職給付信託設定関係損益( )		20,714
特定取引資産の純増( )減		764,877
特定取引負債の純増減( )		274,560
貸出金の純増( )減		7,932,524
預金の純増減( )		18,032,411
譲渡性預金の純増減( )		55,629
債券の純増減( )		531,065
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )		1,609
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増( )減		885,850
コールローン等の純増( )減		109,074
債券貸借取引支払保証金の純増( )減		896,693
コールマネー等の純増減( )		9,311,371
コマーシャル・ペーパーの純増減( )		151,932
債券貸借取引受入担保金の純増減( )		540,571

		当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)
区分	注記番号	金額(百万円)
外国為替(資産)の純増( )減		493,390
外国為替(負債)の純増減( )		490,995
普通社債の発行・償還による純増減( )		5,719
資金運用による収入		585,610
資金調達による支出		371,656
その他		340,675
小計		919,422
法人税等の支払額		89,279
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,008,702
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		17,419,105
有価証券の売却による収入		12,036,583
有価証券の償還による収入		3,399,147
金銭の信託の増加による支出		733
金銭の信託の減少による収入		9,131
動産不動産の取得による支出		10,196
動産不動産の売却による収入		3,909
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却による収入		8,103
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,973,158
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入		10,000
劣後特約付借入金の返済による支出		235,500
劣後特約付社債の償還による支出		113,504
少数株主への配当金支払額		14,715
財務活動によるキャッシュ・フロー		353,719
現金及び現金同等物に係る換算差額		421
現金及び現金同等物の増加額		3,336,001
現金及び現金同等物の期首残高	1	5,114,334
現金及び現金同等物の中間期末残高	2	1,778,332



中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1)連結子会社 <span style="float: right;">82社</span></p> <p>主要な会社名</p> <p>Mizuho Corporate Bank Nederland N.V. Chekiang First Bank Ltd. The Fuji Bank and Trust Company MHC B America Holdings, Inc. The Industrial Bank of Japan Trust Company</p> <p>なお、10882West Toller Drive, L.L.C.他1社は、設立等により当中間連結会計期間から連結しており、興銀オフィスサービス株式会社他10社は、清算等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、当行の分割合併により、Mizuho Corporate Bank Nederland N.V.他62社は当中間連結会計期間から連結しており、みずほアセット信託銀行株式会社他32社は連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2)非連結子会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>ONKD, Inc.</p> <p>なお、非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1)持分法適用の非連結子会社 <span style="float: right;">0社</span></p> <p>(2)持分法適用の関連会社 <span style="float: right;">40社</span></p> <p>主要な会社名</p> <p>みずほインベスターズ証券株式会社 みずほアセット信託銀行株式会社 興銀リース株式会社</p> <p>なお、興銀リース株式会社他8社は持分の増加等により当中間連結会計期間から持分法を適用しており、IBJ Nomura Financial Products Holdings plc他1社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>また、当行の分割合併により、みずほアセット信託銀行株式会社他25社は当中間連結会計期間から持分法を適用しており、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社他15社は持分法の対象から除いております。</p>

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)</p>														
	<p>(3)持分法非適用の非連結子会社            主要な会社名            ONKD, Inc.</p> <p>(4)持分法非適用の関連会社            主要な会社名            FIMCO SPC (Cayman) Limited</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>														
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項	<p>(1)連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>4月末日</td><td style="text-align: right;">1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td style="text-align: right;">65社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td style="text-align: right;">1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td style="text-align: right;">1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td style="text-align: right;">10社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td style="text-align: right;">3社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td style="text-align: right;">1社</td></tr> </table> <p>(2)4月末日、12月最終営業日の前日及び12月末日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	6月末日	65社	7月末日	1社	8月末日	1社	9月末日	10社	12月最終営業日の前日	3社	12月末日	1社
4月末日	1社														
6月末日	65社														
7月末日	1社														
8月末日	1社														
9月末日	10社														
12月最終営業日の前日	3社														
12月末日	1社														
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当連結会計年度初と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については当連結会計年度初と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>														

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>当行の動産不動産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年</p> <p>動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>当行の債券繰延資産(債券発行費用)は、商法の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)</p>
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,231,809百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)</p>
	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">数理計算上の差異</p> <p style="padding-left: 4em;">各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（10～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>
	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間  (自 平成14年4月1日  至 平成14年9月30日)</p>
	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、当行の一部の資産・負債及び連結子会社は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(15)税効果会計に関する事項</p> <p>中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行の決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>
<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p>

当中間連結会計期間  
(自 平成14年4月1日  
至 平成14年9月30日)

(外貨建取引等会計基準)

外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

なお、当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間連結貸借対照表上、相殺表示しております。

資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末  
(平成14年9月30日)

1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式221,522百万円及び出資金450百万円を含んでおります。
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券等のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,541,253百万円、再貸付けに供している有価証券は32,739百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,183,388百万円でありま

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は378,832百万円、延滞債権額は765,255百万円であります。但し、左記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は、565百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は31,169百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,460,680百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,635,936百万円あります。但し、左記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は、565百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は372,749百万円あります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	553,148百万円
有価証券	7,461,870百万円
貸出金	1,064,779百万円

担保資産に対応する債務

預金	254,982百万円
コールマネー及び売渡手形	3,268,600百万円
売現先勘定	4,128,052百万円
債券貸借取引受入担保金	1,573,116百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金44,305百万円、特定取引資産1,184百万円、有価証券1,373,823百万円、貸出金195,192百万円及びその他資産26百万円を差し入れております。

非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。



当中間連結会計期間末  
(平成14年9月30日)

また、動産不動産のうち保証金権利金は13,093百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は15,400百万円であります。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は18,259百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,600,039百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,084,651百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,609,890百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,557,568百万円であります。

11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

なお、一部の海外子会社においても当行と同様の取扱いを行っております。

12. 動産不動産の減価償却累計額 155,657百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金901,458百万円が含まれております。

14. 社債には、劣後特約付社債1,495,781百万円が含まれております。

15. その他資産には、平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。

当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。

また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,852百万円を偶発損失引当金として計上しております。(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項(10) 偶発損失引当金の計上基準参照)

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間  
(自 平成14年4月1日  
至 平成14年9月30日)

1. その他経常収益には、株式等売却益29,097百万円、外国法人税に係る未収還付金34,338百万円及び退職給付信託設定益20,714百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額34,350百万円、貸出金償却101,221百万円及び株式等償却50,100百万円を含んでおります。
3. 特別損失には、動産不動産処分損5,898百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額4,424百万円を含んでおります。

(中間連結剰余金計算書関係)

当中間連結会計期間  
(自 平成14年4月1日  
至 平成14年9月30日)

1. 資本剰余金期首残高には、当行が平成14年4月1日で会社分割及び合併を行ったことに伴う274,666百万円の減少を含んでおります。
2. 利益剰余金期首残高には、当行が平成14年4月1日で会社分割及び合併を行ったことに伴う712,296百万円の増加及び136,978百万円の減少を含んでおります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間  
(自 平成14年4月1日  
至 平成14年9月30日)

1. 現金及び現金同等物の期首残高には、当行が平成14年4月1日付で会社分割及び合併を行ったことに伴う1,963,023百万円の増加及び523,422百万円の減少を含んでおります。
2. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  
平成14年9月30日現在

現金預け金勘定	3,181,923百万円
定期預け金	928,422百万円
その他	475,168百万円
現金及び現金同等物	<u>1,778,332百万円</u>

## (リース取引関係)

当中間連結会計期間  
 (自 平成14年4月1日  
 至 平成14年9月30日)

## 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

## (1)借手側

- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

## 取得価額相当額

動産	27,554百万円
その他	10,821百万円
合計	38,375百万円

## 減価償却累計額相当額

動産	7,914百万円
その他	14百万円
合計	7,929百万円

## 中間連結会計期間末残高相当額

動産	19,640百万円
その他	10,806百万円
合計	30,446百万円

- ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額

1年内	3,646百万円
1年超	30,098百万円
合計	33,745百万円

- ・当連結中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

当連結中間会計期間の支払リース料	2,449百万円
減価償却費相当額	3,131百万円
支払利息相当額	196百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。

- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

## (2)貸手側

- ・該当ありません。

## 2. オペレーティング・リース取引

## (1)借手側

- ・未経過リース料

1年内	11,181百万円
1年超	83,891百万円
合計	95,072百万円

## (2)貸手側

- ・該当ありません。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部も含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの  
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの

種類	当中間連結会計期間末(平成14年9月30日現在)				
	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	4,487,610	3,938,396	549,214	134,929	684,143
債券	4,453,125	4,465,228	12,103	14,256	2,153
国債	4,219,428	4,228,988	9,559	10,416	856
地方債	66,084	68,763	2,679	2,706	27
社債	167,612	167,477	135	1,134	1,269
その他	4,943,798	5,062,520	118,721	141,424	22,702
合計	13,884,534	13,466,145	418,388	290,609	708,998

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当行及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は、38,310百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

	当中間連結会計期間末(平成14年9月30日現在)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)(百万円)	431,978
非公募債券(百万円)	384,645
非上場外国証券等(百万円)	311,955

( 金銭の信託関係 )

当中間連結会計期間末

1 . 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 . その他の金銭の信託 ( 運用目的及び満期保有目的以外 )

該当ありません。

( その他有価証券評価差額金 )

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間末 ( 平成14年 9 月30日現在 )
評価差額 ( 百万円 )	418,511
その他有価証券 ( 百万円 )	418,511
その他の金銭の信託 ( 百万円 )	-
( + ) 繰延税金資産 ( 百万円 )	89
( ) 繰延税金負債 ( 百万円 )	919
その他有価証券評価差額金 ( 持分相当額調整前 ) ( 百万円 )	419,341
( ) 少数株主持分相当額 ( 百万円 )	136
( + ) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 ( 百万円 )	24,261
その他有価証券評価差額金 ( 百万円 )	443,466

( 注 ) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

## (デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間末

## (1)金利関連取引

区分	種類	当中間連結会計期間末(平成14年9月30日現在)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	44,786,827	67,051	67,051
	金利オプション	24,307,365	2,929	5,874
店頭	金利先渡契約	56,506,701	655	655
	金利スワップ	480,101,904	304,095	304,095
	金利オプション	18,232,861	4,677	4,677
	合計	-	-	382,354

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2)通貨関連取引

区分	種類	当中間連結会計期間末(平成14年9月30日現在)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	18,497,039	185,073	239,790

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3.の取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## 3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	当中間連結会計期間末(平成14年9月30日現在)		
	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨スワップ	405,233	634	11,018

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）	
		契約額等（百万円）	
店頭	為替予約	36,246,137	
	通貨オプション	10,644,221	

(3) 株式関連取引  
該当ありません。

(4) 債券関連取引

区分	種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）		
		契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
取引所	債券先物	1,005,096	4,006	4,006
	債券先物オプション	308,798	614	248
	合計	-	-	4,255

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。  
2. 時価の算定  
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引

区分	種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）		
		契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	商品オプション	89,850	165	390
	合計	-	-	390

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。  
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

区分	種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）		
		契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	クレジットデリバティブ	60,863	173	173
	合計	-	-	173

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## (7)ウェザーデリバティブ取引

区分	種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）		
		契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	ウェザーデリバティブ	622	0	3
	合計	-	-	3

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3．取引は気温、降雨量等に係るものであります。



(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託、リース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・オ セアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	561,335	134,152	63,396	87,421	846,305	-	846,305
(2)セグメント間の内部経常収益	10,960	34,718	8,498	6,910	61,087	( 61,087 )	-
計	572,295	168,870	71,894	94,332	907,393	( 61,087 )	846,305
経常費用	571,696	127,051	54,642	85,611	839,002	( 56,746 )	782,255
経常利益	598	41,818	17,252	8,721	68,390	( 4,340 )	64,049

- (注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「米州」には、アメリカ等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。

【海外経常収益】

当中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

	金額(百万円)
海外経常収益	284,970
連結経常収益	846,305
海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	33.6

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2. 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

## ( 1株当たり情報 )

	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)
1株当たり純資産額(円)	80.29
1株当たり中間純利益(円)	5.95
潜在株式調整後1株当たり中間純利益(円)	4.63

(注) 1. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2. 当中間連結会計期間の1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)
1株当たり中間純利益(円)	5.95
中間純利益(百万円)	33,676
普通株主に係る中間純利益(百万円)	33,676
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,653,556
潜在株式調整後1株当たり中間純利益(円)	4.63
普通株式増加数(千株)	1,608,574
うち優先株式(千株)	1,608,574

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間  
(自 平成14年4月1日  
至 平成14年9月30日)

当行の取引先であるTXU Europe Ltdは、平成14年11月19日(現地時間)に英国高等法院の決定を受け、法的整理手続が開始されました。同社に対する当行の貸出金は9,247百万円ですが、損失負担額については、現在確定しておりません。

当行の完全親会社である株式会社みずほホールディングス(以下、MHHDという。)は、同社の平成14年12月4日の取締役会において、グループ収益力強化のための事業再構築に取り組むことを決議しました。事業再構築の概要は以下のとおりであります。なお、以下の内容は、株主総会における承認及び国内外当局による許認可等を前提にしております。

1. 新金融持株会社「みずほフィナンシャルグループ(仮称)」(以下、MHFGという。)を設立し、平成15年3月に、MHHDとMHFGが株式交換を行い、MHHDはMHFGの完全子会社となります。
2. 平成15年3月に、本件事業再構築に伴い、当行の関係会社の状況が変動いたします。その主なものは以下のとおりであります。

(1) 当行の連結子会社から除外される会社

第一勧業アセットマネジメント株式会社、興銀システム開発株式会社

(2) 当行の持分法適用関連会社から除外される会社

みずほインベスターズ証券株式会社、みずほアセット信託銀行株式会社、富士投信投資顧問株式会社、興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社、みずほ総合研究所株式会社、株式会社富士総合研究所

(3) 新たに当行の連結子会社となる会社

みずほ証券株式会社

なお、(1)及び(2)の会社は、MHFGの子会社ないし関連会社となります。

(2)【その他】

当行発足に際し会社分割及び合併を行った株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行、株式会社第一勧業銀行の最近時の中間連結会計期間及び連結会計年度に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

## (株式会社富士銀行)

## (中間)連結貸借対照表

区分	前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)		前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成14年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)				
現金預け金	2,437,391	4.05	4,336,909	7.77
コールローン及び買入手形	912,643	1.52	738,884	1.32
買現先勘定	523,023	0.87	408,747	0.73
買入金銭債権	207,519	0.35	145,361	0.26
特定取引資産	2,600,077	4.33	1,980,837	3.55
金銭の信託	14,043	0.02	2,177	0.00
有価証券	9,586,194	15.95	8,967,692	16.06
貸出金	36,525,208	60.76	33,848,213	60.61
外国為替	326,868	0.54	276,171	0.49
その他資産	3,713,549	6.18	2,297,399	4.11
動産不動産	631,446	1.05	620,618	1.11
繰延税金資産	983,785	1.64	924,181	1.66
連結調整勘定	61,264	0.10	20,395	0.04
支払承諾見返	2,382,960	3.96	1,958,840	3.51
貸倒引当金	791,957	1.32	673,723	1.21
投資損失引当金	1,653	0.00	4,010	0.01
資産の部合計	60,112,364	100.00	55,848,696	100.00
(負債の部)				
預金	32,842,424	54.64	35,047,651	62.75
譲渡性預金	5,106,248	8.49	3,702,626	6.63
コールマネー及び売渡手形	3,120,732	5.19	3,437,125	6.15
売現先勘定	1,611,806	2.68	1,184,426	2.12
コマースナル・ペーパー	660,941	1.10	210,500	0.38
特定取引負債	2,115,359	3.52	1,339,856	2.40
借入金	2,231,431	3.71	795,862	1.42
外国為替	116,454	0.19	100,739	0.18
社債	2,108,468	3.51	1,189,214	2.13
転換社債	7,436	0.01	8,432	0.02
信託勘定借	1,360,847	2.26	1,453,577	2.60
その他負債	4,081,849	6.79	3,066,637	5.49
賞与引当金	10,660	0.02	9,290	0.02
退職給付引当金	51,310	0.09	24,939	0.04
債権売却損失引当金	46,776	0.08	21,917	0.04
特定債務者支援引当金	1,512	0.00	-	-
特別法上の引当金	78	0.00	78	0.00
繰延税金負債	4,759	0.01	5,781	0.01
再評価に係る繰延税金負債	81,967	0.14	81,150	0.15
支払承諾	2,382,960	3.96	1,958,840	3.51
負債の部合計	57,944,028	96.39	53,638,646	96.04
(少数株主持分)				
少数株主持分	430,552	0.72	381,270	0.68
(資本の部)				
資本金	1,039,544	1.73	1,039,544	1.86
資本準備金	929,907	1.54	929,907	1.67
再評価差額金	132,663	0.22	131,340	0.24
連結剰余金	16,520	0.03	21,369	0.04
その他有価証券評価差額金	306,226	0.51	223,245	0.40
為替換算調整勘定	74,625	0.12	70,137	0.13
資本の部合計	1,737,783	2.89	1,828,779	3.28
負債、少数株主持分及び資本の部合計	60,112,364	100.00	55,848,696	100.00

## (中間)連結損益計算書

区分	前中間連結会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)	
	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益	1,271,668	100.00	2,580,568	100.00
資金運用収益	740,961		1,367,472	
(うち貸出金利息)	(492,146)		(918,532)	
(うち有価証券利息配当金)	(96,001)		(165,070)	
信託報酬	6,862		14,970	
役務取引等収益	117,902		250,185	
特定取引収益	36,734		46,894	
その他業務収益	231,921		455,204	
その他経常収益	137,286		445,840	
経常費用	1,404,085	110.41	2,688,352	104.18
資金調達費用	412,479		694,649	
(うち預金利息)	(133,208)		(217,751)	
役務取引等費用	28,678		46,306	
その他業務費用	170,671		348,745	
営業経費	270,028		573,244	
その他経常費用	522,227		1,025,407	
経常利益(は経常損失)	132,417	10.41	107,784	4.18
特別利益	10,362	0.82	25,873	1.01
特別損失	13,688	1.08	27,836	1.08
税金等調整前中間(当期)純利益(は税金等調整前中間(当期)純損失)	135,743	10.67	109,747	4.25
法人税、住民税及び事業税	12,161	0.96	99,257	3.85
法人税等調整額	1,056	0.08	58,122	2.25
少数株主利益(は少数株主損失)	30,606	2.41	38,668	1.50
中間(当期)純利益(は中間(当期)純損失)	116,242	9.14	112,214	4.35

## (中間)連結剰余金計算書

	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 連結剰余金計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
連結剰余金期首残高	166,766	166,766
連結剰余金増加高	4,653	6,785
連結子会社の合併に伴う剰余金増加高	2,819	3,629
再評価差額金取崩による剰余金増加高	1,833	3,156
連結剰余金減少高	38,656	39,967
配当金	37,802	37,802
役員賞与	0	0
連結子会社の合併に伴う剰余金減少高	-	1,311
持分法適用会社の合併に伴う剰余金減少高	853	853
中間(当期)純利益(は中間(当期)純損失)	116,242	112,214
連結剰余金中間期末(期末)残高	16,520	21,369

## (中間)連結キャッシュ・フロー計算書

区分	前中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間(当期)純利益(は税金等調整前中間(当期)純損失)	135,743	109,747
減価償却費	22,682	50,443
連結調整勘定償却額	12,368	16,179
持分法による投資損益( )	5,139	11,562
貸倒引当金の増加額	94,094	25,831
投資損失引当金の増加額	1,496	860
債権売却損失引当金の増加額	19,406	44,265
特定債務者支援引当金の増加額	17,416	18,928
賞与引当金の増加額	10,660	9,421
退職給付引当金の増加額	7,981	27,250
資金運用収益	740,961	1,367,472
資金調達費用	412,479	694,649
有価証券関係損益( )	15,528	135,999
金銭の信託の運用損益( )	441	579
為替差損益( )	27,429	101,193
動産不動産処分損益( )	4,773	9,653
退職給付信託設定関係損益( )	21,912	36,356
特定取引資産の純増( )減	375,867	285,298
特定取引負債の純増減( )	355,583	483,264
約定済未決済特定取引調整額	558,954	522,810
貸出金の純増( )減	1,105,845	1,813,809
預金の純増減( )	1,689,450	3,856,647
譲渡性預金の純増減( )	1,029,080	2,434,432
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	14,111	38,054
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増( )減	128,531	622,241
コールローン等の純増( )減	107,757	278,728
債券貸借取引差入担保金の純増( )減	43,203	95,591
コールマネー等の純増減( )	141,354	22,117
コマーシャル・ペーパーの純増減( )	500,673	386,899
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	457,983	668,009
外国為替(資産)の純増( )減	11,303	69,209
外国為替(負債)の純増減( )	29,483	13,731
普通社債の発行・償還による純増減( )	38,793	71,905
信託勘定借の純増減( )	235,440	142,710
資金運用による収入	755,508	1,394,210
資金調達による支出	424,557	741,649
役員賞与支払額	14	14
その他	102,653	361,092
小計	9,383	2,117,301
法人税等の支払額	16,550	98,515
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,934	2,018,785



	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	11,605,787	20,038,431
有価証券の売却による収入	6,405,370	10,973,660
有価証券の償還による収入	5,608,567	9,829,989
金銭の信託の減少による収入	19,701	30,677
動産不動産の取得による支出	22,125	52,811
動産不動産の売却による収入	11,894	13,432
連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による支出	-	53
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却による収入	-	318,455
連結子会社株式の取得による支出	707	755
投資活動によるキャッシュ・フロー	416,913	1,074,163
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入	41,000	41,000
劣後特約付借入金返済による支出	155,000	277,300
劣後特約付社債・転換社債の発行による収入	134,200	143,433
劣後特約付社債・転換社債の償還による支出	120,058	436,399
少数株主からの払込みによる収入	23,127	157,791
少数株主への払戻しによる支出	15,568	16,487
配当金支払額	37,802	37,802
少数株主への配当金支払額	13,399	25,725
財務活動によるキャッシュ・フロー	143,501	451,490
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,563	14,007
現金及び現金同等物の増加額	255,041	2,655,466
現金及び現金同等物の期首残高	1,018,198	1,018,198
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	355	1,070
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額( )	-	0
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	1,273,595	3,674,733

[次へ](#)

	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 193社</p> <p>主要な会社名 安田信託銀行株式会社 株式会社富士銀クレジット 芙蓉総合リース株式会社 富士銀ファクター株式会社 ジェーエムシークレジット株式会社 The Fuji Bank and Trust Company Fuji America Holdings, Inc. なお、Fuji America Holdings, Inc.傘下の20社について、設立・統合等により当中間連結会計期間から連結しております。 また、安田ユニオンクレジット株式会社、Fuji Bank International, Inc.他3社は、合併、清算等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 33社</p> <p>主要な会社名 日本キャリアール株式会社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 61社</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、Mizuho Preferred Capital (Cayman) B Limited他6社は、設立等により当連結会計年度から連結しております。 また、Heller Financial, Inc.及びその連結子会社107社他16社は、売却、合併等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 2社</p> <p>主要な会社名 FIMCO SPC (Cayman) Limited 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 75社</p> <p>主要な会社名 みずほ証券株式会社 みずほ信託銀行株式会社 株式会社千葉興業銀行 みずほインベスターズ証券株式会社 日本抵当証券株式会社 Mizuho Bank (Schweiz) AG なお、株式会社みずほビジネスサービス、ユニーカード株式会社他3社は設立等により当中間連結会計期間から持分法を適用しております。 また、大東証券株式会社他2社は合併等により持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 33社</p> <p>主要な会社名 日本キャリアール株式会社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 2社</p> <p>主要な会社名 阪都不動産管理株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 24社</p> <p>主要な会社名 みずほ証券株式会社 みずほ信託銀行株式会社 株式会社千葉興業銀行 みずほインベスターズ証券株式会社 日本抵当証券株式会社 芙蓉総合リース株式会社 みずほファクター株式会社 Mizuho Bank (Schweiz) AG なお、みずほファクター株式会社、芙蓉総合リース株式会社他7社は、合併、設立等により当連結会計年度から持分法を適用しております。 また、Heller Financial, Inc.の持分法適用の関連会社55社他3社は売却等により持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社</p> <p>主要な会社名 FIMCO SPC (Cayman) Limited</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 5社</p> <p>主要な会社名 阪都不動産管理株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 2社 6月末日 171社 8月末日 1社 9月末日 19社</p> <p>(2) 12月末日を中間決算日とする2社については、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。また、その他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月最終営業日の前日 1社 12月末日 43社 3月末日 17社</p> <p>(2) 平成14年1月に設立した6月最終営業日の前日を決算日とする子会社については、平成14年3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。また、その他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>

(株式会社日本興業銀行)

(中間)連結貸借対照表

区分	前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成14年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)				
貸出金	22,862,962	46.48	19,700,999	48.23
外国為替	210,209	0.43	174,182	0.43
有価証券	8,562,596	17.41	7,779,696	19.04
金銭の信託	6,295	0.01	857	0.00
特定取引資産	3,141,239	6.39	2,763,249	6.76
買入金銭債権	98,062	0.20	16,492	0.04
コールローン及び買入手形	221,274	0.45	233,549	0.57
買現先勘定	2,854,756	5.80	1,342,367	3.29
現金預け金	1,465,122	2.98	2,576,864	6.31
その他資産	8,002,799	16.27	4,662,453	11.41
動産不動産	265,970	0.54	279,340	0.68
債券繰延資産	5,544	0.01	4,843	0.01
繰延税金資産	488,061	0.99	635,946	1.56
支払承諾見返	1,317,533	2.68	1,058,897	2.59
貸倒引当金	316,571	0.64	376,443	0.92
投資損失引当金	116	0.00	179	0.00
資産の部合計	49,185,740	100.00	40,853,118	100.00
(負債の部)				
債券	17,712,680	36.01	16,374,772	40.08
預金	6,513,764	13.24	6,581,889	16.11
譲渡性預金	4,133,214	8.40	3,337,611	8.17
借入金	770,988	1.57	618,742	1.52
特定取引負債	1,883,277	3.83	1,635,037	4.00
コマーシャル・ペーパー	285,000	0.58	123,000	0.30
コールマネー及び売渡手形	2,569,120	5.22	2,465,467	6.04
売現先勘定	4,422,139	8.99	3,243,111	7.94
外国為替	65,595	0.13	25,523	0.06
その他負債	7,544,342	15.34	3,776,931	9.25
退職給付引当金	19,667	0.04	1,665	0.00
賞与引当金	2,471	0.01	2,018	0.01
債権売却損失引当金	2,739	0.01	1,802	0.00
特定債務者支援引当金	194,000	0.39	-	-
偶発損失引当金	8,180	0.02	134,203	0.33
繰延税金負債	9,643	0.02	8,911	0.02
再評価に係る繰延税金負債	56,958	0.12	56,712	0.14
支払承諾	1,317,533	2.68	1,058,897	2.59
負債の部合計	47,511,317	96.60	39,446,301	96.56
(少数株主持分)				
少数株主持分	330,303	0.67	457,713	1.12
(資本の部)				
資本金	673,605	1.36	673,605	1.64
資本準備金	570,132	1.16	570,132	1.39
再評価差額金	90,985	0.18	90,631	0.22
連結剰余金(は欠損金)	217,092	0.44	157,868	0.38
その他有価証券評価差額金	165,746	0.33	192,595	0.47
為替換算調整勘定	41,950	0.08	34,801	0.08
資本の部合計	1,344,119	2.73	949,103	2.32
負債、少数株主持分及び資本の部合計	49,185,740	100.00	40,853,118	100.00

次へ

## (中間)連結損益計算書

区分	前中間連結会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
経常収益	675,268	100.00	1,198,953	100.00
資金運用収益	433,454		817,377	
(うち貸出金利息)	(254,878)		(470,338)	
(うち有価証券利息配当金)	(116,828)		(226,207)	
役務取引等収益	44,271		86,633	
特定取引収益	37,870		80,444	
その他業務収益	67,396		93,944	
その他経常収益	92,275		120,553	
経常費用	801,688	118.72	1,669,141	139.21
資金調達費用	301,803		532,729	
(うち債券利息)	(94,257)		(176,516)	
(うち債券発行差金償却)	(6,598)		(10,388)	
(うち預金利息)	(74,524)		(126,866)	
役務取引等費用	9,844		21,853	
特定取引費用	-		5,176	
その他業務費用	28,491		73,985	
営業経費	87,586		200,063	
その他経常費用	373,963		835,333	
経常利益(は経常損失)	126,420	18.72	470,188	39.21
特別利益	6,560	0.97	881	0.07
特別損失	1,147	0.16	136,076	11.35
税金等調整前中間(当期)純利益(は税金等調整前中間(当期)純損失)	121,007	17.91	605,383	50.49
法人税、住民税及び事業税	219	0.03	2,435	0.20
法人税等調整額	55,148	8.16	185,000	15.43
少数株主利益	9,597	1.42	24,597	2.05
中間(当期)純利益(は中間(当期)純損失)	75,675	11.20	447,417	37.31

## (中間)連結剰余金計算書

区分	前中間連結会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)	前連結会計年度 連結剰余金計算書 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
連結剰余金期首残高	316,559	316,559
連結剰余金増加高	53	399
持分法適用会社の減少に伴う剰余金増加高	21	-
再評価差額金取崩額	31	399
連結剰余金減少高	23,844	27,410
配当金	23,844	23,844
連結子会社の減少に伴う剰余金減少高	-	3,380
持分法適用会社の減少に伴う剰余金減少高	-	184
中間(当期)純利益(は中間(当期)純損失)	75,675	447,417
連結剰余金中間期末(期末)残高(は欠損金中間期末(期末)残高)	217,092	157,868

[次へ](#)

## (中間)連結キャッシュ・フロー計算書

区分	前中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間(当期)純利益(は税金等調整前中間(当期)純損失)	121,007	605,383
減価償却費	2,147	4,833
連結調整勘定償却額	-	96
持分法による投資損益( )	2,609	3,084
貸倒引当金の増加額	34,679	95,850
投資損失引当金の増加額	116	179
債権売却損失引当金の増加額	16,685	17,622
偶発損失引当金の増加額	15,852	110,171
特定債務者支援引当金の増加額	53,300	140,700
賞与引当金の増加額	2,471	2,018
退職給付引当金の増加額	925	9,719
資金運用収益	433,454	817,377
資金調達費用	301,803	532,729
有価証券関係損益( )	52,745	59,939
金銭の信託の運用損益( )	20	104
為替差損益( )	36,288	240,063
動産不動産処分損益( )	565	3,465
退職給付信託設定関係損益( )	20,141	20,141
特定取引資産の純増( )減	383,445	32,275
特定取引負債の純増減( )	457,731	196,735
貸出金の純増( )減	292,259	3,122,857
預金の純増減( )	357,997	361,561
譲渡性預金の純増減( )	1,467,657	663,407
債券(劣後特約付債券を除く)の純増減( )	1,284,217	2,610,361
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	39,313	19,554
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増( )減	350,983	16,543
譲渡性預け金の純増( )減	3,216	18,488
コールローン等の純増( )減	2,076,608	375,565
債券借入取引担保金の純増( )減	253,887	584,377
コールマネー等の純増減( )	2,225,918	820,356
コマーシャル・ペーパーの純増減( )	326,000	488,000
債券貸付取引担保金の純増減( )	118,651	479,513
外国為替(資産)の純増( )減	28,028	6,338
外国為替(負債)の純増減( )	32,921	7,396
資金運用による収入	455,050	857,174
資金調達による支出	342,284	569,225
その他	439,283	797,166
小計	67,175	174,919
法人税等の支払額	2,826	3,150
営業活動によるキャッシュ・フロー	70,001	171,769
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	11,895,984	21,992,039
有価証券の売却による収入	10,898,403	19,404,361
有価証券の償還による収入	1,343,336	4,180,364
金銭の信託の減少による収入	-	5,313
動産不動産の取得による支出	12,858	34,972
動産不動産の売却による収入	12,012	447
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却による収入	-	13,423
投資活動によるキャッシュ・フロー	344,908	1,576,898
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入	-	3,700
劣後特約付借入金の返済による支出	8,700	78,000
劣後特約付債券の償還による支出	-	28,100
配当金支払額	23,844	23,844
少数株主への配当金支払額	8,246	16,770
少数株主からの払込みによる収入	-	113,900
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,791	29,115
現金及び現金同等物に係る換算差額	311	1,613
現金及び現金同等物の増加額	233,803	1,721,166
現金及び現金同等物の期首残高	224,002	224,002
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額( )	-	16
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	457,806	1,945,152

	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 52社            主要な会社名            The Industrial Bank of Japan Trust Company            IBJ Whitehall Bank and Trust Company            Aubrey G. Lanston &amp; Co. Inc.            Mizuho International plc            なお、Banque IBJ (France) S.A.は、解散により当中間連結会計期間から連結の範囲より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>	<p>(1) 連結子会社 41社            主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。            なお、Mizuho Preferred Capital (Cayman) C Limited、Mizuho Preferred Capital (Cayman) D Limitedは、設立により当連結会計年度から連結しております。            また、Banque IBJ (France) S.A.、Mizuho Preferred Capital (Cayman) Limited、IBJ Whitehall Bank &amp; Trust Company、Aubrey G. Lanston &amp; Co. Inc.他10社は、解散、売却、合併等により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社            (2) 持分法適用の関連会社 21社            主要な会社名            新光証券株式会社            みずほ証券株式会社            なお、株式会社みずほビジネスサービス他2社は、設立等により当中間連結会計期間から持分法を適用しております。            また、スリーアイ興銀パイアウツ株式会社他2社は、売却等により除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 0社            (4) 持分法非適用の関連会社 4社            持分法非適用の関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社            (2) 持分法適用の関連会社 22社            主要な会社名            新光証券株式会社            みずほ証券株式会社            なお、Mizuho Securities USA Inc.他7社は、合併等により当連結会計年度から持分法を適用しております。            また、スリーアイ興銀パイアウツ株式会社、野村興銀インベストメント・サービス株式会社他5社は、売却等により除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 0社            (4) 持分法非適用の関連会社 4社            持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。            5月末日 2社            6月末日 35社            7月末日 1社            8月末日 1社            9月末日 13社</p> <p>(2) 5月末日を中間決算日とする2社については、平成13年6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。            中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。            12月末日 29社            1月末日 1社            2月末日 1社            3月末日 8社            6月最終営業日の前日 2社</p> <p>(2) 平成14年1月に設立した6月最終営業日の前日を決算日とする子会社については、平成14年3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。            連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>

[次へ](#)

## (株式会社第一勧業銀行)

## (中間)連結貸借対照表

区分	前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)		前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成14年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)				
現金預け金	2,048,334	3.97	4,718,174	8.94
コールローン及び買入手形	368,724	0.71	325,659	0.62
買現先勘定	9,591	0.02	5,899	0.01
買入金銭債権	363,883	0.71	73,213	0.14
特定取引資産	3,141,548	6.08	2,005,981	3.80
金銭の信託	222,602	0.43	57,559	0.11
有価証券	7,989,683	15.47	7,664,673	14.53
貸出金	31,241,492	60.51	31,238,364	59.20
外国為替	647,222	1.25	747,920	1.42
その他資産	2,542,673	4.93	2,988,179	5.66
動産不動産	812,230	1.57	827,279	1.57
繰延税金資産	759,768	1.47	930,011	1.76
連結調整勘定	21,058	0.04	19,764	0.04
支払承諾見返	2,263,406	4.38	2,057,602	3.90
貸倒引当金	796,862	1.54	893,858	1.70
投資損失引当金	687	0.00	389	0.00
資産の部合計	51,634,670	100.00	52,766,035	100.00
(負債の部)				
預金	30,880,118	59.81	32,693,314	61.96
譲渡性預金	5,942,050	11.51	4,476,636	8.48
コールマネー及び売渡手形	2,214,263	4.29	3,857,032	7.31
売現先勘定	355,676	0.69	374,136	0.71
コマースナル・ペーパー	360,447	0.70	377,882	0.72
特定取引負債	1,302,467	2.52	1,123,267	2.13
借入金	962,027	1.86	893,587	1.69
外国為替	461,807	0.89	595,506	1.13
社債	874,986	1.70	672,314	1.27
その他負債	3,531,453	6.84	3,350,176	6.35
賞与引当金	8,861	0.02	8,174	0.02
退職給付引当金	4,385	0.01	5,022	0.01
債権売却損失引当金	72,455	0.14	25,926	0.05
特別法上の引当金	619	0.00	619	0.00
繰延税金負債	1,126	0.00	980	0.00
再評価に係る繰延税金負債	203,287	0.39	197,244	0.37
支払承諾	2,263,406	4.38	2,057,602	3.90
負債の部合計	49,439,441	95.75	50,709,425	96.10
(少数株主持分)				
少数株主持分	51,178	0.10	181,535	0.35
(資本の部)				
資本金	858,784	1.66	858,784	1.63
資本準備金	747,181	1.45	747,181	1.42
再評価差額金	322,766	0.63	312,474	0.59
連結剰余金	453,628	0.88	111,992	0.21
その他有価証券評価差額金	225,488	0.44	145,375	0.28
為替換算調整勘定	12,822	0.03	9,982	0.02
資本の部合計	2,144,050	4.15	1,875,074	3.55
負債、少数株主持分及び資本の部合計	51,634,670	100.00	52,766,035	100.00

次へ

## (中間)連結損益計算書

区分	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	
	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益	788,043	100.00	1,364,496	100.00
資金運用収益	439,890		837,085	
(うち貸出金利息)	(345,273)		(660,907)	
(うち有価証券利息配当金)	(63,552)		(123,132)	
役務取引等収益	79,791		165,181	
特定取引収益	22,322		42,902	
その他業務収益	56,057		96,203	
その他経常収益	189,981		223,122	
経常費用	922,498	117.06	2,105,061	154.27
資金調達費用	159,345		278,744	
(うち預金利息)	(75,504)		(124,329)	
役務取引等費用	12,591		26,550	
その他業務費用	14,128		28,155	
営業経費	226,876		465,871	
その他経常費用	509,557		1,305,739	
経常損失	134,454	17.06	740,564	54.27
特別利益	436	0.06	54,696	4.01
特別損失	13,311	1.69	41,837	3.07
税金等調整前中間(当期)純利益(は税金等調整前中間(当期)純損失)	147,329	18.69	727,705	53.33
法人税、住民税及び事業税	4,855	0.62	3,102	0.23
法人税等調整額	75,826	9.62	301,748	22.11
少数株主利益(は少数株主損失)	3,629	0.46	5,675	0.42
中間(当期)純利益(は中間(当期)純損失)	72,728	9.23	423,383	31.03

## (中間)連結剰余金計算書

区分	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 連結剰余金計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
連結剰余金期首残高	563,305	563,305
連結剰余金増加高	539	10,162
持分法適用会社の減少に伴う剰余金増加高	-	157
再評価差額金の取崩に伴う剰余金増加高	539	10,004
連結剰余金減少高	37,487	38,092
配当金	35,151	35,151
連結子会社の合併に伴う剰余金減少高	2,336	2,941
中間(当期)純利益(は中間(当期)純損失)	72,728	423,383
連結剰余金中間期末(期末)残高	453,628	111,992

[次へ](#)



## (中間)連結キャッシュ・フロー計算書

区分	前中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間(当期)純利益(は税金等調整前中間(当期)純損失)	147,329	727,705
減価償却費	13,067	28,710
連結調整勘定償却額	1,258	2,551
持分法による投資損益( )	1,791	58
貸倒引当金の増加額	148,329	241,737
投資損失引当金の増加額	394	529
債権売却損失引当金の増加額	41,029	87,558
賞与引当金の増加額	8,861	8,031
退職給付引当金の増加額	337	788
資金運用収益	439,890	837,085
資金調達費用	159,345	278,744
有価証券関係損益( )	97,190	8,820
金銭の信託の運用損益( )	21,320	18,048
為替差損益( )	20,891	72,337
動産不動産処分損益( )	2,419	18,943
退職給付信託設定関係損益( )	32,539	32,539
特定取引資産の純増( )減	1,093,029	2,231,496
特定取引負債の純増減( )	30,918	151,170
貸出金の純増( )減	597,710	1,206,024
預金の純増減( )	785,787	2,130,851
譲渡性預金の純増減( )	1,850,215	371,743
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	16,391	91,834
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増( )減	65,509	304,281
コールローン等の純増( )減	188,963	142,126
債券借入取引担保金の純増( )減	537,646	395,047
コールマネー等の純増減( )	1,444,260	178,461
コマーシャル・ペーパーの純増減( )	276,264	269,432
債券貸付取引担保金の純増減( )	310,174	653,840
外国為替(資産)の純増( )減	332,049	402,213
外国為替(負債)の純増減( )	306,002	427,504
普通社債の発行・償還による純増減( )	719	10,709
資金運用による収入	457,306	846,866
資金調達による支出	187,781	302,425
その他	2,048,961	2,246,155
小計	1,190,940	3,960,972
法人税等の支払額	14,952	22,745
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,175,988	3,938,226
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	10,784,622	16,367,345
有価証券の売却による収入	7,725,959	10,129,399
有価証券の償還による収入	2,063,137	5,305,189
金銭の信託の増加による支出	47,648	109,999
金銭の信託の減少による収入	147,979	382,036
動産不動産の取得による支出	38,404	96,847
動産不動産の売却による収入	10,000	20,289
その他	123	123
投資活動によるキャッシュ・フロー	923,721	737,401
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入	75,000	75,000
劣後特約付借入金の返済による支出	239,000	289,500
劣後特約付社債・転換社債の発行による収入	129,600	130,600
劣後特約付社債・転換社債の償還による支出	39,500	238,815
少数株主からの払込みによる収入	12	133,362
配当金支払額	35,151	35,151
少数株主への配当金支払額	834	834
財務活動によるキャッシュ・フロー	109,873	225,338
現金及び現金同等物に係る換算差額	281	1,943
現金及び現金同等物の増加額	142,112	2,977,430
現金及び現金同等物の期首残高	952,671	952,671
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	46	84
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額( )	327	1,028
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	1,094,502	3,929,157

次へ

	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 42社            主要な会社名            みずほインベスターズ証券株式会社            Mizuho Bank Nederland N.V.            Chekiang First Bank Ltd.</p> <p>(2) 非連結子会社            主要な会社名 ONKD, Inc.            非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 39社            主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。            なお、株式会社みずほビジネスサービス、みずほ不動産調査サービス株式会社他2社は、新規設立や合併時に持分を取得したことにより当連結会計年度から連結しております。            また、第一勧銀ファクタリング株式会社、インドネシア第一勧業銀行他5社は、合併等により当連結会計年度から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社            主要な会社名 ONKD, Inc.            非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 27社            主要な会社名            みずほ証券株式会社            みずほ信託銀行株式会社            なお、ユーシーカード株式会社、株式会社みずほビジネスサービス他3社は、当中間連結会計期間において持分が増加したことや新規設立を行ったことなどにより、持分法を適用しております。            また、The CIT Group, Inc.は、売却により、当中間連結会計期間から除外しております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社            主要な会社名            ONKD, Inc.            ALCD Corporation</p> <p>(3) 持分法非適用の関連会社            主要な会社名            Asian-American Merchant Bank Ltd.            Valley Forge Convention Center, Inc.            持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 27社            主要な会社名            みずほ証券株式会社            みずほ信託銀行株式会社            なお、ユーシーカード株式会社、みずほファクター株式会社他4社は、当連結会計年度において持分が増加したことや新規設立を行ったことなどにより、持分法を適用しております。            また、The CIT Group, Inc.他1社は、売却等により、当連結会計年度から除外しております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社            主要な会社名            ONKD, Inc.            ALCD Corporation</p> <p>(3) 持分法非適用の関連会社            主要な会社名            Asian-American Merchant Bank Ltd.            Valley Forge Convention Center, Inc.            持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。            6月末日 24社            9月末日 17社            12月末日 1社</p> <p>(2) 12月末日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。            中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。            12月末日 22社            3月末日 15社            6月最終営業日の前日 1社            6月末日 1社</p> <p>(2) 6月末日を決算日とする連結子会社は、平成13年12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、平成14年1月に設立した6月最終営業日の前日を決算日とする連結子会社については、平成14年3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。            連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記番号	当中間会計期間末 (平成14年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)			
現金預け金	9	3,107,638	4.71
コールローン		671,932	1.02
買現先勘定		963,031	1.46
債券貸借取引支払保証金		2,015,428	3.06
買入金銭債権		129,667	0.20
特定取引資産	9	3,928,103	5.96
金銭の信託		32,101	0.05
有価証券	1,9	15,208,780	23.08
貸出金	3,4,5,6,7,8,9,10	32,160,833	48.80
外国為替	8,9	509,485	0.77
その他資産	9,11,17	2,694,128	4.09
動産不動産	9,12,13,16	283,247	0.43
債券繰延資産		57	0.00
繰延税金資産		1,123,380	1.70
支払承諾見返		3,982,436	6.04
貸倒引当金		899,528	1.37
投資損失引当金		2,054	0.00
資産の部合計		65,908,670	100.00

区分	注記番号	当中間会計期間末 (平成14年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比(%)
<b>(負債の部)</b>			
預金	9	15,625,087	23.71
譲渡性預金		6,714,422	10.19
債券		8,819,691	13.38
コールマネー	9	12,050,363	18.28
売現先勘定	9	4,309,017	6.54
債券貸借取引受入担保金	9	2,194,528	3.33
売渡手形	9	1,367,382	2.07
コマーシャル・ペーパー		80,000	0.12
特定取引負債		3,076,009	4.67
借入金	14	2,798,935	4.25
外国為替		232,006	0.35
社債	15	653,100	0.99
その他負債		2,009,462	3.05
賞与引当金		4,217	0.01
退職給付引当金		1,489	0.00
偶発損失引当金	17	138,700	0.21
再評価に係る繰延税金負債	16	67,421	0.10
支払承諾		3,982,436	6.04
負債の部合計		64,124,271	97.29
<b>(資本の部)</b>			
資本金		710,000	1.08
資本剰余金		655,241	0.99
資本準備金		655,241	
利益剰余金		729,464	1.11
利益準備金		207,761	
任意積立金		409,353	
中間未処分利益		112,349	
土地再評価差額金	16	110,283	0.17
その他有価証券評価差額金		420,590	0.64
資本の部合計		1,784,398	2.71
負債及び資本の部合計		65,908,670	100.00

【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益		790,661	100.00
資金運用収益		531,415	
(うち貸出金利息)		(339,710)	
(うち有価証券利息配当金)		(123,225)	
役務取引等収益		57,765	
特定取引収益		36,877	
その他業務収益		71,802	
その他経常収益	2	92,800	
経常費用		745,780	94.32
資金調達費用		315,532	
(うち預金利息)		(75,148)	
(うち債券利息)		(59,972)	
役務取引等費用		13,530	
その他業務費用		26,449	
営業経費	1	151,377	
その他経常費用	3	238,890	
経常利益		44,880	5.68
特別利益		889	0.11
特別損失	4	9,488	1.20
税引前中間純利益		36,281	4.59
法人税、住民税及び事業税		19	0.00
法人税等調整額		1,676	0.21
中間純利益		34,584	4.38
前期繰越損失		78,447	
会社分割による未処分利益の増加額		126,444	
合併による未処分利益の受入額		28,868	
土地再評価差額金取崩額		898	
中間未処分利益		112,349	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)						
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当事業年度期首と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については当事業年度期首と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>						
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>						
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産</p> <p>建物については定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">建</td> <td style="padding-right: 20px;">物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>動</td> <td>産</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>(2) ソフトウェア</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	建	物	3年～50年	動	産	2年～20年
建	物	3年～50年					
動	産	2年～20年					

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)</p>
5. 繰延資産の処理方法	<p>債券繰延資産(債券発行費用)は、商法の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>
6. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金          予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。          破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,234,370百万円であります。</p>
	<p>(2)投資損失引当金          投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(3)賞与引当金          従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)</p>
	<p>(4)退職給付引当金            従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">数理計算上の差異            各発生年度の従業員の平均残存勤務期間（10～12年）            による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(5)偶発損失引当金            他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。</p>
<p>7．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>8．リース取引の処理方法</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>



	<p style="text-align: center;">当中間会計期間  (自 平成14年4月1日  至 平成14年9月30日)</p>
<p>9. ヘッジ会計の方法</p>	<p>ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>
<p>10. 消費税等の会計処理</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
<p>11. 税効果会計に関する事項</p>	<p>中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p>

当中間会計期間  
(自 平成14年4月1日  
至 平成14年9月30日)

(外貨建取引等会計基準)

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

なお、当中間会計期間は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。

資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払をうけるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益または未払費用を計上しております。

注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

当中間会計期間末  
( 平成14年 9月30日 )

1. 子会社の株式及び出資総額 575,961百万円  
 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券等のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,541,253百万円、再貸付けに供している有価証券は32,739百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,183,388百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は363,506百万円、延滞債権額は753,826百万円であります。但し、左記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は565百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は30,552百万円あります。  
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,459,947百万円あります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,607,832百万円あります。但し、左記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は565百万円あります。  
 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は2,788,700百万円あります。
8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は366,779百万円あります。

当中間会計期間末  
(平成14年9月30日)

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	550,066百万円
有価証券	7,373,453百万円
貸出金	1,064,779百万円

担保資産に対応する債務

預金	201,650百万円
コールマネー	1,919,300百万円
売現先勘定	4,103,821百万円
債券貸借取引受入担保金	1,573,116百万円
売渡手形	1,349,300百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金40,368百万円、有価証券1,359,106百万円及び貸出金190,790百万円を差し入れております。

子会社及び関連会社の借入金等の担保のための担保提供はありません。

また、動産不動産のうち保証金権利金は13,797百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は15,027百万円であります。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は18,259百万円であります。

当中間会計期末  
(平成14年9月30日)

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,574,840百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,357,123百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,622,751百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,561,558百万円であります。

12. 動産不動産の減価償却累計額 136,303百万円

13. 動産不動産の圧縮記帳額 9,048百万円

14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,563,180百万円が含まれております。

15. 社債は全額、劣後特約付社債であります。

16. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

17. その他資産には、平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。

当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしましたが、同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。

また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,852百万円を偶発損失引当金として計上しております。（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項6.引当金の計上基準（5）偶発損失引当金参照）

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間  
(自 平成14年4月1日  
至 平成14年9月30日)

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産	5,432百万円
その他	13,296百万円

2. 「その他経常収益」には、株式等売却益26,201百万円、外国法人税に係る未収還付金34,338百万円及び退職給付信託設定益20,714百万円を含んでおります。

3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額32,689百万円、貸出金償却101,216百万円及び株式等償却49,039百万円を含んでおります。

4. 「特別損失」には、動産不動産処分損5,112百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額4,375百万円を含んでおります。

## (リース取引関係)

当中間会計期間  
 (自 平成14年4月1日  
 至 平成14年9月30日)

## 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

## ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

## 取得価額相当額

動産	14,682百万円
その他	- 百万円
合計	14,682百万円

## 減価償却累計額相当額

動産	6,672百万円
その他	- 百万円
合計	6,672百万円

## 中間会計期間末残高相当額

動産	8,010百万円
その他	- 百万円
合計	8,010百万円

## ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	3,273百万円
1年超	7,599百万円
合計	10,872百万円

## ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

当中間会計期間の支払リース料	2,240百万円
減価償却費相当額	2,949百万円
支払利息相当額	172百万円

## ・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。

## ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 2. オペレーティング・リース取引

## ・未経過リース料

1年内	10,438百万円
1年超	80,026百万円
合計	90,464百万円

## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

当中間会計期間末(平成14年9月30日現在)

種類	当中間会計期間末(平成14年9月30日現在)		
	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	163,604	82,656	80,948

(注) 時価は、当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいております。

(重要な後発事象)

当中間会計期間  
(自 平成14年4月1日  
至 平成14年9月30日)

当行の取引先であるTXU Europe Ltdは、平成14年11月19日(現地時間)に英国高等法院の決定を受け、法的整理手続が開始されました。同社に対する当行の貸出金は9,247百万円ですが、損失負担額については、現在確定しておりません。

当行の完全親会社である株式会社みずほホールディングス(以下、MHHDという。)は、同社の平成14年12月4日の取締役会において、グループ収益力強化のための事業再構築に取り組むことを決議しました。事業再構築の概要は以下のとおりであります。なお、以下の内容は、株主総会における承認及び国内外当局による許認可等を前提にしております。

1. 新金融持株会社「みずほフィナンシャルグループ(仮称)」(以下、MHFGという。)を設立し、平成15年3月に、MHHDとMHFGが株式交換を行い、MHHDはMHFGの完全子会社となります。
2. 平成15年3月に、本件事業再構築に伴い、当行の直接子会社ないし関連会社の状況が変動いたします。その主なものは以下のとおりであります。

(1)MHFGの直接子会社ないし関連会社となる会社

第一勧業アセットマネジメント株式会社、興銀システム開発株式会社、みずほアセット信託銀行株式会社、富士投信投資顧問株式会社、興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社、みずほ総合研究所株式会社、株式会社富士総合研究所

(2)株式会社みずほ銀行の直接子会社となる会社

みずほインベスターズ証券株式会社

(3)当行の直接子会社となる会社

みずほ証券株式会社



## (2)【その他】

当行発足に際し、会社分割及び合併を行った株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行、株式会社第一勧業銀行の最近時の中間会計期間及び事業年度に係る財務諸表は以下のとおりであります。

(株式会社富士銀行)

(中間)貸借対照表

区分	前中間会計期間末 (平成13年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成14年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)				
現金預け金	1,858,646	3.68	3,968,495	7.95
コールローン	315,032	0.62	314,385	0.63
買現先勘定	4,112	0.01	-	-
買入金銭債権	56,250	0.11	63,537	0.13
特定取引資産	2,294,696	4.55	1,564,263	3.13
金銭の信託	10,166	0.02	690	0.00
有価証券	8,364,381	16.57	8,346,690	16.72
貸出金	30,950,786	61.32	30,457,654	61.02
外国為替	301,423	0.60	265,487	0.53
その他資産	2,661,568	5.27	1,752,924	3.51
動産不動産	519,336	1.03	527,312	1.06
繰延税金資産	745,431	1.48	763,161	1.53
支払承諾見返	3,007,702	5.96	2,462,953	4.93
貸倒引当金	520,831	1.03	477,107	0.95
投資損失引当金	97,300	0.19	99,279	0.19
資産の部合計	50,471,403	100.00	49,911,168	100.00
(負債の部)				
預金	30,238,996	59.91	32,691,240	65.50
譲渡性預金	3,956,491	7.84	3,494,644	7.00
コールマネー	2,466,514	4.89	2,960,707	5.93
売現先勘定	752,880	1.49	334,021	0.67
売渡手形	375,144	0.74	12,729	0.03
コマースナル・ペーパー	150,000	0.30	210,500	0.42
特定取引負債	1,217,279	2.41	1,096,029	2.20
借入金	1,837,435	3.64	1,635,243	3.28
外国為替	117,122	0.23	102,085	0.20
社債	300,000	0.60	300,000	0.60
その他負債	3,761,951	7.45	2,393,047	4.79
賞与引当金	6,386	0.01	5,620	0.01
退職給付引当金	38,693	0.08	15,299	0.03
債権売却損失引当金	43,079	0.09	20,537	0.04
特定債務者支援引当金	25,112	0.05	32,400	0.07
特別法上の引当金	78	0.00	78	0.00
再評価に係る繰延税金負債	81,967	0.16	81,150	0.16
支払承諾	3,007,702	5.96	2,462,953	4.94
負債の部合計	48,376,836	95.85	47,848,289	95.87
(資本の部)				
資本金	1,039,544	2.06	1,039,544	2.08
資本準備金	929,907	1.84	929,907	1.86
利益準備金	120,546	0.24	120,546	0.24
再評価差額金	132,663	0.26	131,340	0.26
その他の剰余金	148,096	0.30	32,454	0.07
任意積立金	110,925		110,925	
中間(当期)未処分利益(は中間 (当期)未処理損失)	37,171		78,470	
その他有価証券評価差額金	276,191	0.55	190,914	0.38
資本の部合計	2,094,567	4.15	2,062,878	4.13
負債及び資本の部合計	50,471,403	100.00	49,911,168	100.00

## (中間)損益計算書

区分	前中間会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)	
	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益	736,208	100.00	1,319,798	100.00
資金運用収益	483,186		892,138	
(うち貸出金利息)	(347,740)		(661,628)	
(うち有価証券利息配当金)	(100,854)		(163,556)	
役務取引等収益	67,148		133,227	
特定取引収益	35,701		45,479	
その他業務収益	54,571		94,410	
その他経常収益	95,600		154,542	
経常費用	756,643	102.78	1,526,231	115.64
資金調達費用	210,649		342,359	
(うち預金利息)	(126,384)		(207,889)	
役務取引等費用	30,345		54,427	
特定取引費用	307		515	
その他業務費用	15,378		33,563	
営業経費	178,038		362,687	
その他経常費用	321,925		732,677	
経常利益(は経常損失)	20,435	2.78	206,433	15.64
特別利益	8,552	1.16	18,072	1.37
特別損失	11,046	1.50	22,640	1.71
税引前中間(当期)純利益(は税引 前中間(当期)純損失)	22,929	3.12	211,000	15.98
法人税、住民税及び事業税	137	0.02	267	0.02
法人税等調整額	10,431	1.42	81,667	6.18
中間(当期)純利益(は中間(当 期)純損失)	12,635	1.72	129,600	9.82
前期繰越利益	47,973		47,973	
再評価差額金取崩額	1,833		3,156	
中間(当期)未処分利益(は中間 (当期)未処理損失)	37,171		78,470	

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については、当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については、当事業年度末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>同左</p>

	<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)</p>
<p>4. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 動産不動産  動産不動産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  建物：5年～50年  動産：2年～15年  なお、建物に含まれております建物附属設備及び構築物については従来定率法を採用していましたが店舗等の建物等の使用価値はその存続期間を通じて概ね一定であり、時の経過に応じて均等に償却することがより適正な期間損益を反映すると考えられることから、当中間会計期間より定額法に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税引前中間純損失はそれぞれ1,525百万円減少しております。  また、電子計算機の耐用年数については、従来6年としておりましたが、当中間会計期間から5年に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税引前中間純損失はそれぞれ554百万円増加しております。</p> <p>(2) ソフトウェア  自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産  動産不動産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。  なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  建物：5年～50年  動産：2年～15年  なお、建物に含まれております建物附属設備及び構築物については従来定率法を採用していましたが店舗等の建物等の使用価値はその存続期間を通じて概ね一定であり、時の経過に応じて均等に償却することがより適正な期間損益を反映すると考えられることから、当事業年度より定額法に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ3,208百万円減少しております。  また、電子計算機の耐用年数については、従来6年としておりましたが、当事業年度から5年に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ2,970百万円増加しております。</p> <p>(2) ソフトウェア  同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は750,977百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は765,081百万円であります。</p>

	<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)</p>
	<p>(2) 投資損失引当金 子会社等への投資に対する損失に備えるため、財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>
	<p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理 なお、会計基準変更時差異（123,118百万円）については、前事業年度の退職給付信託の設定により50,036百万円を一時費用処理した残額について5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度に一時損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理 なお、会計基準変更時差異（123,118百万円）については、前事業年度の退職給付信託の設定により50,036百万円を一時費用処理した残額について5年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(5) 債権売却損失引当金 ㈱共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。</p>	<p>(5) 債権売却損失引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	(6) 特定債務者支援引当金 再建支援を行っている特定の債務者 に対し、将来発生する支援額を合理的 に見積もり、必要と認められる金額を 計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ 2に規定する引当金であります。	(6) 特定債務者支援引当金 同左
	(7) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故 による損失の補てんに充てるため、金 融先物取引法第82条及び同法施行規則 第29条の規定に定めるところにより算 出した額を計上しております。	(7) 金融先物取引責任準備金 同左
6. 外貨建資産及び負債の本 邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定に ついては、取得時の為替相場による円換 算額を付す子会社株式及び関連会社株式 を除き、主として中間決算日の為替相場 による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債及び海外支店勘定に ついては、取得時の為替相場による円換 算額を付す子会社株式及び関連会社株式 を除き、主として決算日の為替相場によ る円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に準じた会計処理によっております。	同左

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
8. ヘッジ会計の方法	<p>貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))に定められた「原則的処理方法」によるヘッジを実施しており、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動がヘッジ手段であるデリバティブによって高い水準で相殺されていることを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p>	同左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左
10. 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	

[次へ](#)



## (株式会社日本興業銀行)

## (中間)貸借対照表

区分	前中間会計期間末 (平成13年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成14年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)				
貸出金	22,278,137	47.22	19,197,477	49.15
外国為替	198,497	0.42	170,818	0.44
有価証券	8,643,374	18.32	7,895,986	20.21
金銭の信託	6,295	0.01	857	0.00
特定取引資産	2,442,661	5.18	1,951,540	5.00
買入金銭債権	98,062	0.21	16,492	0.04
コールローン	204,281	0.43	215,604	0.55
買現先勘定	1,454,610	3.08	117,222	0.30
現金預け金	1,733,649	3.68	2,869,063	7.35
その他資産	7,960,263	16.87	4,628,316	11.85
動産不動産	243,112	0.52	254,924	0.65
債券繰延資産	5,259	0.01	4,134	0.01
繰延税金資産	477,997	1.01	632,366	1.62
支払承諾見返	1,726,480	3.66	1,464,601	3.75
貸倒引当金	295,189	0.62	359,067	0.92
投資損失引当金	116	0.00	179	0.00
資産の部合計	47,177,377	100.00	39,060,159	100.00
(負債の部)				
債券	17,152,767	36.36	15,805,570	40.46
預金	6,179,210	13.10	6,241,062	15.98
譲渡性預金	4,023,956	8.53	3,281,821	8.40
借入金	1,448,809	3.07	1,481,914	3.79
特定取引負債	1,594,022	3.38	1,422,237	3.64
売渡手形	1,581,400	3.35	943,700	2.42
コマースナル・ペーパー	285,000	0.60	123,000	0.31
コールマネー	977,003	2.07	1,515,354	3.88
売現先勘定	2,925,829	6.20	1,730,554	4.43
外国為替	62,603	0.13	37,582	0.10
その他負債	7,495,441	15.89	3,726,187	9.54
退職給付引当金	18,222	0.04	797	0.00
賞与引当金	2,362	0.00	1,939	0.01
債権売却損失引当金	2,739	0.01	1,802	0.00
特定債務者支援引当金	194,000	0.41	-	-
偶発損失引当金	8,180	0.02	134,203	0.34
再評価に係る繰延税金負債	56,958	0.12	56,712	0.15
支払承諾	1,726,480	3.66	1,464,601	3.75
負債の部合計	45,734,988	96.94	37,969,041	97.20
(資本の部)				
資本金	673,605	1.43	673,605	1.72
資本準備金	570,132	1.21	570,132	1.46
利益準備金	96,123	0.21	96,123	0.25
再評価差額金	90,985	0.19	90,631	0.23
その他の剰余金	175,953	0.37	146,311	0.37
任意積立金	211,793		211,793	
中間(当期)未処分利益(は中間 (当期)未処理損失)	35,839		358,105	
その他有価証券評価差額金	164,411	0.35	193,062	0.49
資本の部合計	1,442,388	3.06	1,091,118	2.80
負債及び資本の部合計	47,177,377	100.00	39,060,159	100.00

[次へ](#)

## (中間)損益計算書

区分	前中間会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)	
	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益	606,566	100.00	1,015,528	100.00
資金運用収益	385,881		700,316	
(うち貸出金利息)	(232,299)		(429,231)	
(うち有価証券利息配当金)	(112,741)		(201,586)	
役務取引等収益	38,457		73,750	
特定取引収益	27,285		37,709	
その他業務収益	63,971		85,647	
その他経常収益	90,971		118,105	
経常費用	727,825	119.99	1,454,746	143.25
資金調達費用	267,616		457,404	
(うち債券利息)	(87,725)		(163,922)	
(うち債券発行差金償却)	(6,595)		(10,380)	
(うち預金利息)	(66,972)		(113,180)	
役務取引等費用	6,899		14,018	
特定取引費用	-		85	
その他業務費用	26,746		65,339	
営業経費	70,920		149,221	
その他経常費用	355,642		768,677	
経常利益(は経常損失)	121,259	19.99	439,218	43.25
特別利益	6,330	1.04	495	0.04
特別損失	1,051	0.17	133,680	13.16
税引前中間(当期)純利益(は税引 前中間(当期)純損失)	115,980	19.12	572,402	56.37
法人税、住民税及び事業税	25	0.00	2,952	0.29
法人税等調整額	51,265	8.45	187,980	18.51
中間(当期)純利益(は中間(当 期)純損失)	64,739	10.67	387,373	38.15
前期繰越利益	28,868		28,868	
再評価差額金取崩額	31		399	
中間(当期)未処分利益(は中間 (当期)未処理損失)	35,839		358,105	

[次へ](#)

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	<p>前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
<p>2. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 建物については定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年 また、電子計算機(LAN設備を除く)の耐用年数については、従来6年としておりましたが、当中間会計期間から5年に変更しております。この変更により、経常損失、税引前中間純損失はそれぞれ40百万円増加しております。</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 建物については定額法、動産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年 また、電子計算機(LAN設備を除く)の耐用年数については、従来6年としておりましたが、当期から5年に変更しております。この変更により、経常損失、税引前当期純損失はそれぞれ106百万円増加しております。</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>
5. 繰延資産の処理方法	<p>債券繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>(1) 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(2) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	同左

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は551,323百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は609,075百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上しております。</p>

	<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>発生年度の従業員の平均残存勤務期間(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(12,222百万円)については、前事業年度の退職給付信託の設定により4,223百万円を一時費用処理した残額について5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要と認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度に一時損益処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(12,222百万円)については、前期の退職給付信託の設定により4,223百万円を一時費用処理した残額について、5年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(4) 賞与引当金</p> <p>従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(4) 賞与引当金</p> <p>従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(5) 債権売却損失引当金</p> <p>株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。</p>	<p>(5) 債権売却損失引当金</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
	<p>(6) 特定債務者支援引当金</p> <p>再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。</p>	

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	(7) 偶発損失引当金 他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる金額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。	(7) 偶発損失引当金 同左
	(8) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上することとしておりますが、当中間会計期間末残高はございません。	(8) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上することとしておりますが、当事業年度末残高はございません。
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
9. ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	同左

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
10.消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	同左
11. 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人 税等調整額は、当期において予定してい る利益処分方式による海外投資等損失準 備金の積立て及び取崩しを前提として、 当中間会計期間に係る金額を計算してお ります。	

[次へ](#)



## (株式会社第一勧業銀行)

## (中間)貸借対照表

区分	前中間会計期間末 (平成13年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成14年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)				
現金預け金	1,900,510	3.75	4,548,383	8.74
コールローン	367,045	0.72	319,573	0.62
買入金銭債権	8,608	0.02	40,531	0.08
特定取引資産	2,845,874	5.61	1,831,694	3.52
金銭の信託	209,502	0.41	43,442	0.08
有価証券	8,144,396	16.06	7,806,381	15.01
貸出金	30,977,054	61.09	30,919,214	59.44
外国為替	626,961	1.24	731,491	1.41
その他資産	2,048,247	4.04	2,471,700	4.75
動産不動産	775,634	1.53	790,567	1.52
繰延税金資産	719,036	1.42	901,121	1.73
支払承諾見返	2,828,483	5.58	2,464,268	4.74
貸倒引当金	743,145	1.47	853,355	1.64
投資損失引当金	687	0.00	389	0.00
資産の部合計	50,707,522	100.00	52,014,626	100.00
(負債の部)				
預金	30,487,333	60.12	32,299,577	62.10
譲渡性預金	5,939,653	11.71	4,476,636	8.61
コールマネー	1,688,836	3.33	2,960,961	5.69
売現先勘定	274,292	0.54	330,473	0.63
売渡手形	605,500	1.20	984,300	1.89
コマースナル・ペーパー	291,000	0.57	316,000	0.61
特定取引負債	1,135,004	2.24	1,009,544	1.94
借入金	1,742,130	3.44	1,635,881	3.15
外国為替	459,110	0.91	595,545	1.14
その他負債	2,807,080	5.54	2,788,642	5.36
賞与引当金	7,216	0.01	6,526	0.01
債権売却損失引当金	72,455	0.14	25,926	0.05
特別法上の引当金	6	0.00	6	0.00
再評価に係る繰延税金負債	202,503	0.40	196,572	0.38
支払承諾	2,828,483	5.58	2,464,268	4.74
負債の部合計	48,540,608	95.73	50,090,862	96.30
(資本の部)				
資本金	858,784	1.69	858,784	1.65
資本準備金	747,181	1.47	747,181	1.44
利益準備金	126,841	0.25	126,841	0.24
再評価差額金	318,741	0.63	309,274	0.60
その他の剰余金	339,428	0.67	28,094	0.05
任意積立金	365,852		365,852	
中間(当期)未処分利益(は中間 (当期)未処理損失)	26,423		337,757	
その他有価証券評価差額金	224,063	0.44	146,412	0.28
資本の部合計	2,166,914	4.27	1,923,764	3.70
負債及び資本の部合計	50,707,522	100.00	52,014,626	100.00

## (中間)損益計算書

区分	前中間会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)	
	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益	732,698	100.00	1,257,881	100.00
資金運用収益	414,625		799,626	
(うち貸出金利息)	(327,523)		(629,218)	
(うち有価証券利息配当金)	(62,507)		(127,897)	
役務取引等収益	61,994		126,363	
特定取引収益	18,513		35,987	
その他業務収益	54,785		93,350	
その他経常収益	182,779		202,554	
経常費用	844,139	115.21	1,956,454	155.54
資金調達費用	146,744		258,495	
(うち預金利息)	(65,309)		(106,860)	
役務取引等費用	15,765		34,042	
その他業務費用	14,114		27,284	
営業経費	187,824		384,393	
その他経常費用	479,691		1,252,237	
経常利益(は経常損失)	111,441	15.21	698,573	55.54
特別利益	301	0.04	54,368	4.32
特別損失	12,336	1.68	39,998	3.18
税引前中間(当期)純利益 (は税引前中間(当期)純損失)	123,477	16.85	684,203	54.40
法人税、住民税及び事業税	2,927	0.40	312	0.02
法人税等調整額	54,487	7.43	291,850	23.20
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)	71,916	9.82	392,666	31.22
前期繰越利益	44,954		44,954	
再評価差額金取崩額	539		9,953	
中間(当期)未処分利益 (は中間(当期)未処理損失)	26,423		337,757	

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>また、満期保有目的の債券はありません。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当事業年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>また、満期保有目的の債券はありません。</p> <p>(2) 同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
3. デリバティブ取引の評価 基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産  動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しており、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 3年～47年  動 産 3年～15年</p> <p>電子計算機の耐用年数については、従来6年としておりましたが、当中間会計期間から5年に変更しております。この変更に伴い、経常損失、税引前中間純損失はそれぞれ575百万円増加しております。</p> <p>(2) ソフトウェア  自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産  動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 3年～47年  動 産 3年～15年</p> <p>電子計算機の耐用年数については、従来6年としておりましたが、当事業年度から5年に変更しております。この変更に伴い、経常損失、税引前当期純損失はそれぞれ1,086百万円増加しております。</p> <p>(2) ソフトウェア</p> <p>同 左</p>

	<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと実質的に同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店等及び審査部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した行内業務監査委員会傘下の組織である資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は779,001百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと実質的に同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店等及び審査部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した行内業務監査委員会傘下の組織である資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,145,218百万円であります。</p>

	<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)</p>
	<p>(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間会計期間については、中間会計期間末における年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を上回るため、純額を前払年金費用として資産の部のその他資産に含めて計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（171,933百万円）については、前事業年度の退職給付信託の設定により71,904百万円を一時費用処理し、残額の100,028百万円については5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度については、事業年度末における年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を上回るため、純額を資産の部の前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 発生年度に一時処理しております。</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（171,933百万円）については、前事業年度の退職給付信託の設定により71,904百万円を一時費用処理し、残額の100,028百万円については5年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(5) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる金額を計上しております。</p>	<p>(5) 債権売却損失引当金</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	(6) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(6) 金融先物取引責任準備金  同 左
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左
8. ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。このうち「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理に基づくものは、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。	同 左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左
10. 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

### (1) 有価証券報告書

事業年度（第178期）（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日） （旧株式会社日本興業銀行）  
平成14年6月26日関東財務局長に提出

### (2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第135期）（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日） （旧株式会社富士銀行）  
平成14年6月26日関東財務局長に提出

### (3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書  
（旧株式会社富士銀行）  
平成14年4月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書  
（旧株式会社富士銀行）  
平成14年4月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書  
（旧株式会社日本興業銀行）  
平成14年4月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書  
平成14年4月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）及び同項第19号（連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書  
平成14年6月6日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）及び同項第19号（連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書  
平成14年6月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）及び同項第19号（連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書  
平成14年9月4日関東財務局長に提出



(4)訂正報告書

平成12年12月25日提出の第134期中（自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日）半期報告書の訂正報告書  
（旧株式会社富士銀行）  
平成14年11月20日関東財務局長に提出

平成13年6月27日提出の第134期（自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書  
（旧株式会社富士銀行）  
平成14年11月20日関東財務局長に提出

平成13年12月25日提出の第135期中（自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日）半期報告書の訂正報告書  
（旧株式会社富士銀行）  
平成14年11月20日関東財務局長に提出

平成14年6月26日提出の第135期（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書  
（旧株式会社富士銀行）  
平成14年11月20日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

# 中間監査報告書

平成14年12月19日

株式会社みずほコーポレート銀行

取締役頭取 齋藤 宏 殿

## 新日本監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 甲良 好夫 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 小林 雅和 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 成澤 和己 印

## 中央青山監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 大屋 隆司 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 山手 章 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 林 秀市郎 印

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私ども監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社みずほコーポレート銀行及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

# 中間監査報告書

平成14年12月19日

株式会社みずほコーポレート銀行

取締役頭取 齋藤 宏 殿

## 新日本監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 甲良 好夫 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 小林 雅和 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 成澤 和己 印

## 中央青山監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 大屋 隆司 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 山手 章 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 林 秀市郎 印

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第1期事業年度の中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私ども監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社みずほコーポレート銀行の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。